

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(公正取引委員会23-①)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査						
施策の概要	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業等譲受け)について, 届出や事前相談に基づいて, 審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。また, 企業結合審査の透明性を高めるため, 主要な企業結合事例の公表等を行う。						
達成すべき目標	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業等譲受け)について迅速(第1次審査については30日以内, 第2次審査については90日以内)かつ的確な審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。(平成22年度)						
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)	8,327	11,027	7,531	8,910	8,274
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	8,327	11,027	7,531	8,910	8,274
執行額(千円, c)		4,256	10,309	4,789			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	新成長戦略(閣議決定)		平成22年6月18日		グローバル市場にも配慮した企業結合規制(審査手続及び審査基準)等の検証と必要に応じた見直し(平成23年度中に結論・所要の措置)		

測定指標	株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業等譲受けの届出受理件数[件]	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		1,189	1,284	1,008	985	265	
	事前相談案件の処理に要した平均処理日数及び件数(第1次審査)	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		日数	19.7	20.8	20.6	21.3	23.0
		件数	38	39	22	16	9
	年度ごとの目標処理日数		30	30	30	30	30
	事前相談案件の処理に要した平均処理日数及び件数(第2次審査)	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		日数	45.7	0	0	0	85.0
		件数	3	0	0	0	3
年度ごとの目標処理日数		90	90	90	90	90	
公正取引委員会ウェブサイトの企業結合公表事例集への掲載事例件数[件]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	12	11	7	8	12		
公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例の事例1件当たりの頁数[頁]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	6.6	6.4	9.4	6.3	6.3		
公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数[件](注)	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	-	2,770	5,796	7,900	8,601		
企業結合審査によって保護された消費者利益額[億円]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	約82	約50	約37	約1,035	約70		

(注) アクセス件数については, 平成19年8月以降のデータを集計。また, 各年度におけるアクセス件数は, 当該年度に公表した事例集へのアクセス件数。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	届出を受理した案件及び事前相談があった案件について、第1次審査は30日以内、第2次審査は90日以内に迅速かつ的確に企業結合審査を行っている。
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要・有効であり、効率的に行われているものと評価できるが、以下の課題が挙げられる。</p> <p>企業結合規制の見直しに伴い、事前相談制度を廃止することとしたことから、今後、重要・大型な企業結合案件について、独占禁止法で定められている期間内に、届け出られた企業結合案件が、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断する必要がある。また、事業者は、当該企業結合を実施する時機を逸しないため、迅速かつ的確な企業結合審査を望んでいる。このため、届出会社とのコミュニケーションを充実させるなどの見直し後の企業結合規制の運用を着実に実施するとともに、重要・大型な企業結合を含め、届出を受理した案件についての企業結合審査を一層迅速に、かつ、的確に行い、消費者の利益が確保されるよう努める必要がある。</p> <p>また、①企業結合規制の見直しに伴い、届出を受理した案件についての企業結合審査を一層迅速に、かつ、的確に行うため、②国際的企業結合案件のうち、海外競争当局との間で情報交換を行いながら審査を進める必要がある案件について、引き続き、適切に対応していくため、及び③エコノミスト及び法曹資格者の専門的知識を活用する必要がある重要・大型な企業結合案件に適切に対応するために、企業結合審査部門の体制の強化を図る必要がある。さらに、経済界から企業結合審査部門の専門性と企業結合審査の迅速化を向上させる観点から、審査体制の充実が求められているところ、企業結合審査の質の一層の向上及び更なる体制の強化を図る必要がある。</p> <p>企業結合規制の見直し後は、報告等の要請を行った案件のうち、排除措置命令を行わない旨を通知した案件については全て公表することとするなど、企業結合審査の結果に係る公表対象を一層充実させることとしているところ、企業結合審査の透明性を一層向上させる観点から、また、企業結合規制の見直しの際に行った意見公募手続においては、公表内容の充実等を求める意見が寄せられていることから、事業者の秘密に配慮しつつ、企業結合審査の結果に係る公表の内容の充実を一層努める必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	事業者が実際に問題解消措置を実行したかどうか、確認しているのか。(小西委員) (当事会社から問題解消措置の実施状況の報告を受けて確認している旨を回答した。)
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>「平成22年度における主要な企業結合事例について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成23年6月21日</p> <p>上記資料の所在は公正取引委員会事務総局官房総務課である。</p>
---------------------------	--

担当部局名	経済取引局企業結合課	作成責任者名	企業結合課長 小林 渉	政策評価実施時期	平成23年4月～7月
-------	------------	--------	-------------	----------	------------

1. 評価対象施策

独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査

【具体的内容】

企業結合（株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受け）について、届出や事前相談に基づいて、迅速かつ的確な企業結合審査を行うとともに、主要な企業結合事例を公表し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

企業結合（株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受け）について迅速（第1次審査は30日以内、第2次審査は90日以内）かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。
（平成22年度）

3. 評価の実施時期

平成23年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要か(必要性)。
- (2) 本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効か(有効性)。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか(効率性)。

5. 施策の実施状況

- (1) 株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受けの届出受理件数

平成22年度の株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受けの届出受理の件数は、株式取得に係る届出が184件（前年度比78%減）、合併に係る届出が11件（同77%減）、分割に係る届出が11件（同27%減）、共同株式移転に係る届出が5件（同67%増）、事業等譲受けに係る届出

が54件（同32%増）、合計が265件（同73%減）であった。

平成22年度の届出件数が、平成21年度以前に比べ大幅に減少しているのは、平成21年独占禁止法改正法（平成21年法律第51号。平成22年1月1日施行。）により、届出対象範囲が縮減されたことによるものと考えられる。

表1 株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受けの届出受理件数
(単位: 件)

	株式取得	合併	分割	共同株式 移転	事業等譲 受け	合計
平成18年度	960 (16.4)	74 (▲15.9)	19 (11.8)	—	136 (▲3.5)	1,189 (11.0)
平成19年度	1,052 (9.6)	76 (2.7)	33 (73.7)	—	123 (▲9.6)	1,284 (8.0)
平成20年度	829 (1.3)	69 (▲9.2)	21 (▲36.4)	—	89 (▲27.6)	1,008 (▲21.5)
平成21年度	840 (1.3)	48 (▲30.4)	15 (▲28.6)	3 (-)	79 (▲11.2)	985 (▲2.3)
平成22年度	184 (▲78.1)	11 (▲77.1)	11 (▲26.7)	5 (66.7)	54 (▲31.6)	265 (▲73.1)

(注1) 括弧内は対前年度増加率(%)である。

(注2) 平成21年独占禁止法改正法により、株式所有報告は株式取得届出に改正され、共同株式移転に係る届出が新設された。

(注3) 平成18年度から平成21年度までの「株式取得」は、平成21年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づく株式所有に関する報告書の件数。ただし、平成21年度の件数(840件)には、平成21年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法の規定に基づく株式取得届出受理件数(71件)を含む。

(2) 届出受理後の法定手続に基づく企業結合審査

公正取引委員会は、独占禁止法第10条第9項（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、株式取得等に関し、必要な措置を命ずるために、独占禁止法第49条第5項の規定による通知（予定される排除措置命令の内容等の通知）を行う場合には、届出受理の日から30日間（当該期間内に必要な報告、情報又は資料の提出〔以下「報告等」という。〕を求めた場合には、届出受理の日から120日を経過した日と全ての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間）内に行わなければならない。

独占禁止法第10条第9項の規定に基づき、平成22年度に報告等の要

請を行った案件は1件（「アジレント・テクノロジーズによるバリアン・インクの株式取得」）であるところ、当該案件については、定められた期間内に報告等の要請を行い、問題解消措置を講じることを前提に、独占禁止法第49条第5項の規定による通知は行わないこととした。

また、報告等の要請を行わなかった案件については、独占禁止法上の問題はないとして、いずれも届出受理の日から30日以内に企業結合審査を終了した。

(3) 事前相談案件に係る企業結合審査

届出受理後の法定手続とは別に、公正取引委員会は、平成14年12月に公表した、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」（以下「事前相談対応方針」という。）に基づき、企業結合計画に係る独占禁止法上の問題の有無についての事前相談を受けている。事前相談対応方針には、当事会社から、具体的な企業結合計画に関する事前相談の申出が行われた場合、必要があれば20日以内に提出を求める追加資料のリストを提示し、追加資料が提出された日から30日以内に第1次審査を終了すること、第1次審査の結果、より詳細な第2次審査を行う場合は同審査を行うために必要と判断される具体的な資料の提出を要請し、当該資料が提出された日から90日以内に企業結合審査結果を回答すること等のスケジュールが明示されており、これに基づき迅速かつ透明な事前相談への対応に努めた。^(注)

公正取引委員会は、平成22年度において、13件の事前相談に回答した（第1次審査及び第2次審査の回答の合計。企業結合審査の途中で事前相談の申出が当事会社によって取り下げられたものを除く。）ところ、当該事前相談案件については、当事会社から資料の提出を理由として、第1次審査期間の延長の申請があった1件を除いて、第1次審査で回答した案件の処理に要した日数（第1次審査開始日から当事会社に回答するまでの期間で休日を含む。）が、事前相談対応方針に定められた30日以内となっており、その平均は23.0日（前年度21.3日）であった。

^(注)公正取引委員会は、事前相談対応方針において、事前相談を行う場合のスケジュール等を明らかにしていたところ、企業結合規制の見直しを行った結果、事前相談制度を廃止し、独占禁止法上の判断は届出後において示すこととしたため、「事前相談対応方針」を廃止した。

表2 第1次審査の各処理日数における件数及び平均処理日数

(単位:件)

	1～20日	21～30日	31日～	合計件数	平均処理日数
平成18年度	18	20	0	38	19.7(▲9.2)
平成19年度	15	24	0	39	20.8 (5.6)
平成20年度	10	12	0	22	20.6(▲1.0)
平成21年度	7	9	0	16	21.3 (3.4)
平成22年度	2	7	0	9	23.0 (8.0)

(注)平均処理日数の括弧内は対前年度増加率(%)である。

また、平成22年度中に回答した事前相談案件のうち、第2次審査を行った3件^(注)については、第2次審査の処理に要した日数(第2次審査を開始する際に、公正取引委員会が要請した具体的な資料が提出された日から当事会社に回答するまでの期間で休日を含む。)が、いずれも事前相談対応方針に定められた90日以内となっており、その平均日数は85.0日であった。

(注)このうちの1件(「JX日鉱日石エネルギー(株)及び三井丸紅液化ガス(株)による液化石油ガス事業の統合)」については、問題解消措置を講じることを前提に容認した。

表3 第2次審査の各処理日数における件数及び平均処理日数

(単位:件)

	1～50日	51～70日	71～90日	91日～	合計件数	平均処理日数
平成18年度	2	0	1	0	3	45.7
平成19年度	0	0	0	0	0	0
平成20年度	0	0	0	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	3	0	3	85.0

(4) 専門的知識を有する職員の活用

公正取引委員会では、法律・経済に関する専門的知識・経験を有する職員を企業結合審査部門に配置し、より精緻な企業結合審査の実施に取り組んでおり、従来、客観的かつ理論的な分析を行うため、エコノミスト^(注1)を企業結合審査部門に配置している。当該エコノミストは、客観的かつ理論的な分析を行う特に必要がある案件において経済分析を担当したり、経済学的観点からの意見を述べたりするなど、その知見を活用して企業結合審査の質の向上に寄与している。

また、より理論的かつ説得的な独占禁止法上の評価を行うため、法曹資格者も企業結合審査部門に配置している。当該法曹資格者は、理論的かつ説得的な評価を行う必要がある案件において法律的観点からの意見を述べるなど、その知見を活用して企業結合審査の質の向上に寄与している。

(注1) 経済学に関する専門的知識・経験を有する者をいう。

(注2) エコノミスト及び法曹資格者の人数は、平成23年3月末時点において、エコノミスト1名、法曹資格者2名である。

(5) 海外の競争当局との連携

国際的な企業結合案件について、国内外の市場に影響を与えるような場合には、世界各国の競争当局が同時に審査を行うこととなるところ、公正取引委員会では、こうした案件について海外の競争当局と連携を取りつつ企業結合審査を実施している。

平成22年度の「BHPビリトンとリオ・ティントによる鉄鉱石の生産ジョイントベンチャーの設立」については、公正取引委員会のほか豪州競争・消費者委員会、欧州委員会、ドイツ連邦カルテル庁及び韓国公正取引委員会も審査を行っており、公正取引委員会は、これら競争当局との間で競争に及ぼす影響についての考え方等について情報交換を行いつつ、企業結合審査を進めた。公正取引委員会は、世界海上貿易によって供給される鉄鉱石の塊鉱及び粉鉱の生産・販売事業について、生産ジョイントベンチャーの設立により競争が実質的に制限されることとなるおそれがあるとして、問題点の指摘を行った。

また、「アジレント・テクノロジーズによるバリアン・インクの株式取得」についても、海外の競争当局との間で、競争に及ぼす影響についての考え方や問題解消措置の内容等について情報交換を行いながら企業結合審査を進めた。

(6) 企業結合審査結果の公表

公正取引委員会は、平成5年度以降、毎年度、主要な企業結合事例を事例集として公表している。公表事例においては、特定の業種に偏ることなく様々な業種の事例を公表し、また、問題解消措置を講じることとした案件や国境を越えた市場画定を行った案件など多様な類型の案件を公表するとともに、企業結合審査において考慮した事項が具体的にどのように競争に影響を及ぼすかについての記載や一定の取引分野等に係る記載を充実させているところである。

また、公正取引委員会は、平成23年6月21日に、平成22年度における主要な企業結合事例を事例集として公表しているところ、当該事例集では、平成22年度に事前相談に対して回答した又は問題点の指摘を行った案件

のうち、当事会社が掲載を望まないとした案件を除く、全ての案件（11件）に加え、法定手続の第2次審査を行った案件（1件）合計12件を掲載し、企業結合審査の透明性の一層の確保に努めているところである。さらに、当該事例集に掲載した12件のうち7件については、事例集の公表前に当該案件の企業結合審査を終了した段階で、適時に公表を行っている^(注)。

事例集の公表に当たっては、記載内容の充実を図っているところであり、平成22年度事例集の案件1件当たりの頁数は6.3頁となり、前年度と同水準となっている。また、各年度に公表した企業結合事例集を掲載したウェブサイトへのアクセス件数は表5のとおりである。

また、企業結合規制の見直しの際に行った意見公募手続においては、公表内容の充実等を求める意見が寄せられている。

(注) 公正取引委員会は、企業結合規制の見直しを行い、「企業結合審査の手続に関する対応方針」（以下「手続対応方針」という。）を策定し、平成23年6月14日に公表した（平成23年7月1日施行）。手続対応方針では、

- ① 企業結合に係る届出受理後の企業結合審査において、報告等の要請を行わなかった案件のうち、問題解消措置を講じることを前提に独占禁止法上の問題がないと判断された案件
- ② 企業結合審査において、より詳細な企業結合審査のために報告等の要請を行った案件のうち、排除措置命令を行わない旨を通知した案件については公表することとしており、企業結合審査の結果に係る公表対象が一層充実されることとなった。

表4 公表事例集の各頁数における掲載件数及び平均頁数（単位：件数）

	1～3頁	4～6頁	7～10頁	11頁～	合計件数	平均頁数
平成17年度事例集	1	8	3	1	13	6.1
平成18年度事例集	1	4	7	0	12	6.6 (8.2)
平成19年度事例集	1	6	3	1	11	6.4 (▲3.0)
平成20年度事例集	1	3	2	1	7	9.4 (46.9)
平成21年度事例集	1	5	2	0	8	6.3(▲33.0)
平成22年度事例集	5	3	2	2	12	6.3 (0.0)

(注) 平均頁数の括弧内は対前年度増加率（％）である。

表5 事例集の各年度のウェブサイトアクセス件数 (単位: 件数)

	平成19年度の アクセス件数	平成20年度の アクセス件数	平成21年度の アクセス件数	平成22年度の アクセス件数
平成17年度事例集	1,554	2,757	2,297	4,152
平成18年度事例集	<u>2,770</u>	4,051	2,300	4,252
平成19年度事例集	—	<u>5,796</u>	4,189	4,738
平成20年度事例集	—	—	<u>7,900</u>	3,633
平成21年度事例集	—	—	—	<u>8,601</u>

(注1) アクセス件数の集計が可能である平成19年8月以降のデータを集計した。

(注2) 行は事例集の年度, 列はウェブサイトアクセスをした年度を示す。

6. 評価

(1) 必要性

独占禁止法は、企業結合のうち、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるものを規制しているところ、届出のあった企業結合については、前記5(2)の独占禁止法で定められている期間内に、届け出られた企業結合事案が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断する必要がある。当該期間が経過すると、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合であっても、公正取引委員会が措置を採ることはできなくなることから、届出受理後、迅速な企業結合審査を行う必要がある。事前相談が行われた企業結合についても、事前相談対応方針において明示しているスケジュール(前記5(3)を参照)に基づき迅速な企業結合審査を行う必要がある。さらに、企業結合を計画している事業者は、市場の状況や動向を勘案しながら、当該企業結合を実施する時機を計画しており、事業者がこのような時機を逸することのないよう、迅速に企業結合審査を行う必要がある。

また、的確な企業結合審査が行われず、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならない企業結合まで禁止することとなれば、経済活動が阻害されることとなる。逆に、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を規制しなければ、当該市場において、公正かつ自由な競争が行われなくなり、経済に悪影響を及ぼすこととなる。したがって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合が規制されるよう的確な企業結合審査を行う必要がある。

(2) 有効性

ア 迅速な企業結合審査の実施

(7) 届出書受理後の法定手続に基づく企業結合審査の状況

平成22年度に届出を受理した案件については、報告等の要請を行った案件1件を除き、いずれも30日の待機期間内に企業結合審査を終了しており、届出を受理した案件について、迅速な企業結合審査を行ったものと評価できる。

(4) 事前相談案件に係る企業結合審査の状況

事前相談手続における第1次審査及び第2次審査の処理に要した日数を検証すると表2及び表3のとおり、事前相談対応方針に定められた期間内（第1次審査30日、第2次審査90日）に企業結合審査を終え、当事会社に対し回答を行っており、事前相談案件についても、迅速な企業結合審査を行ったものと評価できる。

イ 的確な企業結合審査の実施

公正取引委員会は、平成22年度に届出を受理した全ての案件について、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるものであるか否かについての企業結合審査を行った。このうち1件（「アジレント・テクノロジーズによるバリアン・インクの株式取得」）については、詳細な企業結合審査を行うための報告等の要請を行った。当該案件については、問題解消措置を講じることを前提に、独占禁止法第49条第5項の規定による通知を行わないこととした。

また、公正取引委員会は、平成22年度に13件の事前相談に回答したところ、このうち1件（「JX日鉱日石エネルギー（株）及び三井丸紅液化ガス（株）による液化石油ガス事業の統合」）については、問題解消措置を講じることを前提に容認した^(注)。

このように、公正取引委員会は、届出を受理した案件や事前相談案件についての的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止しているものと評価できる。

(注) このほか、「BHPピリトンとリオ・ティントによる鉄鉱石の生産ジョイントベンチャーの設立」については、両当事会社に対し問題点の指摘を行った。その後、両当事会社は、当該ジョイントベンチャーの設立計画を撤回する旨公表したため、当該事前相談に関する企業結合審査を中止した。

ウ 消費者利益の保護

公正取引委員会が平成22年度において企業結合審査を行い、当事会社に対し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとして問題点を指摘し、問題解消措置を講じることを前提として企業結合を容認した案件は、前記イのとおり2件（1件は事前相談案件、1件は

法定届出案件)であった。これらの案件においては、競争を実質的に制限することとなるものとされた取引分野における価格引上げ等の消費者に対する不利益が懸念され、当該問題点を解消するために競争事業者の参入を促進する措置等が講じられた。表6のとおり、当該取引分野において、問題解消措置が講じられなければ、10%の価格引上げが1年間継続して行われることとなったと仮定すると、企業結合審査によって少なくとも当該一定の取引分野における市場規模(約700億)の10%である約70億円の消費者利益が保護されたと評価できる。

表6 企業結合審査によって保護された消費者利益

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
保護された消費者利益	約82億	約50億円	約37億円	約1035億円	約70億円
測定対象とした案件件数	1	5	1	4	2

(注)公正引委員会では、平成21年度から、問題点を解消する措置が講じられなければ、10%分の価格引上げが1年間継続して行われると仮定して、企業結合審査によって将来保護される消費者利益を推定し、公表してきている。

なお、企業結合ガイドラインにおいても、一定の取引分野の画定に当たり、ある事業者が、ある商品を独占して供給している仮定の下で、当該独占事業者が、利潤最大化を図る目的で「小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ」を行った場合の需要者の行動に与える影響を考慮することとしているところ、この、「小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ」とは、「通常、引上げの幅については5%から10%程度であり、期間については1年程度のものを指す」とされている。

エ 企業結合審査の結果の公表

平成23年6月21日に公表した事例集では、平成22年度に事前相談に対して回答した又は問題点の指摘を行った案件のうち、当事社が掲載を望まないとした案件を除く、全ての案件(11件)に加え、法定手続の第2次審査を行った案件(1件)合計12件を掲載している。また、事例集では、個別の案件の企業結合審査結果、一定の取引分野の画定方法、企業結合審査において考慮した事項のほか、問題解消措置を講じることとなった案件については、競争を実質的に制限することとなるおそれがあると判断した理由や問題解消措置の内容を記載している。

個別の案件の企業結合審査の結果を公表することにより、企業結合を計画している事業者は、事例集に掲載されている案件を参考としながら、企業結合を計画することができるので、企業結合審査の結果を公表することは、企業結合審査の透明性を確保するとともに、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるような企業結合を防止することにつながっているものと考えられる。

事例集については、前記5(6)表5のとおり、公正取引委員会のウェブ

サイトにおけるアクセス数が年々増加している状況にあり、実際に広く利用されているものと考えられることから、企業結合審査の結果に係る公表は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるような企業結合を防止することにつながっているものと評価できる。

なお、前記5(6)のとおり、企業結合規制の見直しの際に行った意見公募手続においては、公表内容の充実等を求める意見が寄せられていることから、企業結合審査の結果に係る公表の内容の充実に一層努める必要があると考えられる。

(3) 効率性

前記5(2)のとおり、届出書についての法定手続に基づく企業結合審査については、定められた期間内に全ての案件が処理されており、前記5(3)のとおり、事前相談があった企業結合についても、対応方針において明示している期間内に全ての案件についての企業結合審査を終了している。また、経済学的、法律的な観点からの分析や評価が必要な案件については、専門的な知識を活用しながら企業結合審査を行うとともに、国際的な企業結合案件については、海外の競争当局との間で当該企業結合案件が競争に及ぼす影響についての考え方や問題解消措置について情報交換を行っているところ、このような専門的知識や情報は企業結合審査に活用されており、効率性の観点からも評価できる。さらに、平成22年度の企業結合審査に要した費用^(注)は約3億円であるところ、前記(2)ウのとおり、約70億円の消費者利益の保護を達成している点からも、企業結合審査の効率性が評価できる。

(注)平成22年度における公正取引委員会予算のうち、企業結合審査業務に携わる職員(平成22年度末定員35名)の person 費及び企業結合業務に係る経費。

なお、当該費用は、事前相談制度があることを前提としたものであるところ、公正取引委員会は、企業結合規制の見直しを行った結果、平成23年7月1日に、事前相談制度を廃止することとした。

(4) 反映の方向性

ア 迅速かつ的確な企業結合審査の実施

前記5(6)のとおり、公正取引委員会は、企業結合規制の見直しを行い、この結果、事前相談制度を廃止することとし、独占禁止法上の判断は独占禁止法で定められた期間内に行うこととした。従前、重要・大型な企業結合案件については、事前相談制度の下で、独占禁止法上の判断を求められる場合が多かったが、今後は、重要・大型な企業結合案件についても、独占禁止法で定められている期間内に、届け出られた企業結合案件が、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断す

る必要がある。また、事業者は、当該企業結合を実施する時機を逸しないため、迅速かつ的確な企業結合審査を望んでいる。このため、今後、届出会社とのコミュニケーションを充実させるなど見直し後の企業結合規制の運用を着実に実施するとともに、重要・大型な企業結合を含め、届出を受理した案件についての企業結合審査を一層迅速に、かつ、的確に行い、消費者の利益が確保されるように努める必要がある。

イ 体制強化

前記アのとおり、公正取引委員会は、企業結合規制の見直しに伴い、届出を受理した案件についての企業結合審査を一層迅速に、かつ、的確に行うため、企業結合審査部門の体制強化を図る必要がある。また、公正取引委員会は、国際的企業結合案件について、海外競争当局との間で情報交換を行いながら企業結合審査を進め、問題点を指摘するなどの成果をあげているところであるが、海外競争当局との間で情報交換を行いながら企業結合審査を進める必要がある国際的企業結合案件は増加する傾向にあることから、今後とも、国際的企業結合案件に対応できるような企業結合審査部門の体制の強化を図る必要がある。

また、公正取引委員会は、エコノミスト及び法曹資格者を企業結合審査部門に配置し、専門的な観点からの意見も踏まえながら企業結合審査を行っているところであるが、今後とも、専門的知識を活用する必要がある重要・大型な企業結合案件に適切に対応するためにも、体制の強化を一層図っていく必要がある。

さらに、経済界から、企業結合審査部門の専門性と企業結合審査の迅速性を向上させる観点から、審査体制の充実が求められており、企業結合審査の質の一層の向上及び企業結合審査部門における更なる体制の強化を図る必要がある。

ウ 企業結合審査の結果に係る公表内容の充実

公正取引委員会は、企業結合規制の見直し後は、報告等の要請を行った案件のうち、排除措置命令を行わない旨を通知した案件については全て公表することとするなど、企業結合審査の結果に係る公表対象を一層充実させることとしているところ、企業結合審査の透明性を一層向上させる観点から、また、企業結合規制の見直しの際に行った意見公募手続においては、公表内容の充実等を求める意見が寄せられていることから、事業者の秘密に配慮しつつ、企業結合審査の結果に係る公表の内容の充実に一層努める必要がある。

(5) 総合的評価

本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であると評価できるが、企業結合規制の見直し後における運用を着実に実施するとともに、企業結合審査を一層迅速に、かつ、的確に行い、消費者の利益が阻害されないように努める必要がある。

また、海外競争当局との連携が必要な国際的企業結合案件、専門的知識を活用する必要がある重要・大型な企業結合案件に適切に対応する必要もあり、このための体制強化及び企業結合審査案件の公表内容の充実に引き続き努めることが課題として挙げられる。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 事業者が実際に問題解消措置を実行したかどうか、確認しているのか。 (当事会社から問題解消措置の実施状況の報告を受けて確認している旨を回答した。)</p>	<p>小西委員</p>
---	-------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(公正取引委員会23-②)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処(平成22年度)						
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。						
達成すべき目標	独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに, 酒類, 石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処(原則2か月以内)し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。(平成22年度)						
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)	210,828	206,055	199,302	221,963	226,212
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	210,828	206,055	199,302	221,963	226,212
執行額(千円, c)		152,899	202,079	196,546			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	経済財政改革の基本方針2009(閣議決定)		平成21年6月23日		○第2章 成長力の強化 5. 中小企業の活性化と研究開発の強化 ①中小企業の活性化 「(前略)独占禁止法, 下請法等による取締り強化等を通じて, 中小企業を総合的に支援する。」		
	規制改革推進のための3か年計画(再改定)(閣議決定)		平成21年3月31日		Ⅲ 措置事項 6 競争政策関係 イ 公正取引委員会の体制の見直し・強化 (ア)独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制の見直し・強化 ③審査の迅速化のための新たな目標の設定・公表と客観的な評価の実施		
	第166回国会 施政方針演説		平成19年1月26日		国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに, 一般競争入札の実施を確実に進めます。		
	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定)		平成18年5月23日		第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項 (5)談合に対する発注者の関与の防止に関すること 「各省各庁の長等は, 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)を踏まえ, 発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。」		

測定指標	申告件数(小売業(注)に係る不当廉売申告を除く。)[件]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		1,657	2,460	3,685	2,794	2,094
	事件処理件数(法的措置)[件]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		13	24	17	26	12
	事件処理件数(警告)[件]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		9	10	4	9	3
	事件処理件数(注意)(小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。)[件]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		74	88	87	69	95
	対象事業者数(法的措置)[名]	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	73	193	49	84	109	
対象事業者数(警告)[名]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	9	10	4	9	3	
小売業に係る不当廉売申告件数[件]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	3,593	4,885	9,668	8,979	8,675	
小売業に係る不当廉売事件における注意件数(迅速処理によるもの)[件]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	1,031	1,679	3,654	3,225	2,700	
課徴金額[万円]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	926,300	1,129,600	2,703,600	3,607,400	7,208,706	
課徴金納付命令等の対象事業者数[名]	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	158	162	87	106	156	

(注)小売業とは, 酒類, 石油製品, 家庭用電気製品等の小売業のことをいう。

測定指標	一事業者当たりの課徴金額〔万円〕	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		5,863	6,973	31,076	34,032	46,209
	刑事告発件数〔件〕	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		2	1	1	0	0
	課徴金減免申請件数〔件〕	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		79	74	85	85	131
	課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数〔件〕	実績値				
18年度		19年度	20年度	21年度	22年度	
	6	16	8	21	7	
法的措置を採った全事件の平均事件処理期間〔月〕	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	約9	約9	約11	約12	約12	
酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間〔月〕	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	—	—	3.4	2.4	2.2	
年度ごとの目標値	—	—	2	2	2	
日刊新聞の報道量〔行〕(注)	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	—	—	17,188	21,237	20,673	
法的措置によって保護された消費者利益額〔億円〕	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	約509	約754	約4,079	約1,204	約1,790	

(注)新聞の1段を約70行として計算している。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	不当廉売事案のうち、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における事案の処理においては、目標処理期間を原則2か月以内としているところ、平均処理期間は約2.2か月となっており、目標はおおむね達成されている。
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ、有効であると評価できるが、以下の課題が挙げられる。</p> <p>法的措置を採った事件の処理期間については、法的措置の名宛人となるべき者に対してあらかじめ意見を述べ、証拠を提出する機会を付与するなどの法的措置を前提とした事前手続を行っていること、平成21年独占禁止法改正法によって新たに課徴金の適用対象となった違反行為に係る課徴金の算定等のための業務量が増加していること等によって平均12か月程度となっており、今後、より迅速な事件処理を行うため、独占禁止法違反行為へのリソース（人員・予算）の有効活用を行い、職員の能力の向上を図るなどして、より効率的な事件処理を行うとともに、審査体制を強化する必要がある。</p> <p>また、小売業に係る不当廉売の申告は、平成20年度に大幅に増加して以降、平成22年度も同水準の件数であることから、不当廉売の申告に対して、引き続き、迅速かつ的確に対処するために、より一層、執行力を強化する必要がある。</p> <p>さらに、平成22年度は刑事告発事案はなかったが、刑事告発相当事案を積極的に発掘するために、情報収集能力の一層の向上を図る必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	小売業に係る不当廉売申告件数は多数に及んでいるが、措置件数を見てみると、措置に直接つながらない申告も多いと考えられる。小売業者等に対し、不当廉売の構成要件等について積極的に啓発して、申告内容の精度を高めていく取組も必要ではないか。(柿崎委員) (現在、公正取引委員会では、不当廉売に関する考え方を明確化した不当廉売ガイドラインを作成して周知に努めている旨を回答した。「下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化(平成22年度)」参照。)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成22年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成23年6月1日 上記資料の所在は公正取引委員会事務局官房総務課である。
---------------------------	--

担当部局名	審査局管理企画課	作成責任者名	管理企画課長 粕淵 功	政策評価実施時期	平成23年4～7月
-------	----------	--------	-------------	----------	-----------

1. 評価対象施策

独占禁止法違反行為に対する措置等

独占禁止法違反行為に対する厳正な対処（平成22年度）

【具体的内容】

独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反行為が認められた場合には、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。

2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処（原則2か月以内）し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。（平成22年度）

3. 評価の実施時期

平成23年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要であったか（必要性）。
- (2) 本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

(1) 事件処理の概況

ア 平成22年度の事件処理の状況（不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。）は、表1のとおりであり、事件処理件数の総数は142件（前年度比9.2%増）であった。このうち、法的措置^(注1)は12件（同53.8%減）、警告^(注2)は3件（同66.7%減）、注意^(注3)は95件（同37.7%増）であった。

法的措置件数については前年度よりも減少したが、法的措置の対象事業者数は、平成21年度が84名であったのに対して平成22年度は109名となり、法的措置件数の1件当たりの対象事業者数も平成21年度が3.2名であったのに対して平成22年度は9.1名

となった。

(注1)「法的措置」とは、独占禁止法に違反する行為が認められた場合に、当該違反行為を排除するために必要な措置を命じる排除措置命令及び課徴金の対象となる独占禁止法違反行為について課徴金を国庫に納付することを命じる課徴金納付命令である。1つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令がともになされている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注2)「警告」とは、法的措置を採るに足る証拠が得られないが、独占禁止法の規定に違反する疑いがある場合に行う措置をいう。

(注3)「注意」とは、独占禁止法の規定に違反する行為の存在を疑うに足る証拠は得られないが、将来違反につながるおそれがある場合に行う措置をいう。

表1 事件処理件数(小売業に係る不当廉売申告及び不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。) (単位:件,名)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
申告件数	1,657	2,460(48.5%)	3,685(49.8%)	2,794(▲24.2%)	2,094(▲25.1%)
事件処理件数	131	142(8.4%)	123(▲13.4%)	130(5.7%)	142(9.2%)
法的措置	13	24(84.6%)	17(▲29.2%)	26(52.9%)	12(▲53.8%)
警告	9	10(11.1%)	4(▲60.0%)	9(125.0%)	3(▲66.7%)
注意	74	88(18.9%)	87(▲1.1%)	69(▲20.7%)	95(37.7%)
打切り	35	20(▲42.9%)	15(▲25.0%)	26(73.3%)	32(23.1%)
対象事業者等の数	82	203(247.6%)	53(▲73.9%)	93(75.5%)	112(20.4%)
法的措置	73	193(264.4%)	49(▲74.6%)	84(71.4%)	109(29.8%)
警告	9	10(11.1%)	4(▲60.0%)	9(125.0%)	3(▲66.7%)

(注1) 申告のあった小売業に係る不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する(原則2か月以内)という方針に基づいて行う処理を「迅速処理」という。

(注2)「申告」とは、独占禁止法第45条第1項に基づく事実の報告をいう。

(注3) 法的措置、警告及び注意という措置を採らずに、調査を打ち切る場合(以下「打切り」という。)もあり、措置と打切りを併せて、本評価書において「事件処理」と称している。

(注4) ()内は対前年度増加率(%)である。

(注5) 同一の行為に対して複数の申告が寄せられることがある。

イ 平成22年度に処理した事件を行為類型別にみると表2及び表3のとおりであり、光ファイバケーブル製品の製造業者による価格カルテル事件、建設・電販向け電線の製造業者及び販売業者による価格カルテル事件など6件の価格カルテル事件について法的措置を採った。また、入札談合事件についても、発注者職員による入札談合等関与行為が認められた青森市が発注する土木一式工事の入札談合事件、鹿児島県が発注する海上工事の入札談合事件など4件の入札談合事件について法的措置を採った。

ウ また、不公正な取引方法に係る事件のうち、優越的地位の濫用行為として、大型ホームセンターに対して法的措置を採ったほか、55件の注意を行い(表2,表3)、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業における不当廉売事件として、2,700件の注意を行った(表4)。

エ さらに、流通分野における不公正な取引方法に係る事件として、平成22年度においては、視力補正用コンタクトレンズの販売業者による拘束条件付取引事件について法

的措置を採った。

表2 違反被疑行為類型別内訳（不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。）

（単位：件）

内容	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
私 的 独 占	2	1.5%	4	2.8%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	
カル テル 等	価格カルテル(注1)	30	22.9%	20	14.1%	32	26.0%	9	7.0%	14	9.9%
	入札談合	6	4.6%	16	11.3%	5	4.1%	17	13.3%	4	2.8%
	その他のカルテル(注2)	2	1.5%	0	0.0%	1	0.1%	3	2.3%	1	0.7%
	小 計	38	29.0%	36	25.4%	38	30.9%	29	22.3%	19	13.4%
不公正な取引方法(注3)	77	58.8%	82	57.7%	72	58.5%	94	72.3%	119	83.8%	
そ の 他(注4)	14	10.7%	20	14.1%	12	9.8%	7	5.4%	4	2.8%	
合 計	131	100%	142	100%	123	100%	130	100%	142	100%	

(注1) 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

(注2) 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

(注3) 独占禁止法第8条第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

(注4) 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

表3 法的措置の違反行為類型別内訳

（単位：件）

内容	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
私 的 独 占	0	0.0%	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	
カル テル 等	価格カルテル(注1)	3	23.1%	6	25.0%	8	47.1%	5	19.2%	6	50.0%
	入札談合	6	46.2%	14	58.3%	2	11.8%	17	65.4%	4	33.3%
	その他のカルテル(注2)	0	0.0%	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%
	小 計	9	69.2%	20	83.3%	11	64.7%	22	84.6%	10	83.3%
不公正な取引方法(注3)	4	30.8%	3	12.5%	5	29.4%	4	15.4%	2	16.7%	
そ の 他(注4)	0	0.0%	1	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
合 計	13	100%	24	100%	17	100%	26	100%	12	100%	

(注1) 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

(注2) 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

(注3) 独占禁止法第8条第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

(注4) 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

オ 平成22年度における小売業に係る不当廉売申告件数は8,675件であった。これは、平成21年度よりも3.4%減少しており、一定程度減少していると評価できるものの、過去、最も多くの申告が寄せられた平成20年度の9割程度の量となっており、平

成 20 年度以降，引き続き，当該申告件数は高い水準で推移しているといえる。また，平成 22 年度における小売業に係る不当廉売事件の迅速処理による注意件数については，2,700 件となり，平成 21 年度よりも 16.3%減少したものの，過去最大の注意件数となった平成 20 年度の 7 割程度の量となっており，平成 20 年度以降，注意件数についても引き続き，高い水準で推移しているといえる。

表 4-1 小売業に係る不当廉売申告件数及び不当廉売事件の迅速処理（注意）の状況
(単位:件)

年 度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
小売業に係る不当廉売申告件数	3,593	4,885 (36.0%)	9,668 (97.9%)	8,979 (▲7.1%)	8,675 (▲3.4%)
不当廉売事件における注意件数 (迅速処理によるもの)	1,031	1,679 (62.9%)	3,654 (117.6%)	3,225 (▲11.7%)	2,700 (▲16.3)

(注1) () 内は対前年度増加率 (%) である。

(注2) 同一の行為に対して複数の申告が寄せられることがある。

表 4-2 不当廉売事件の迅速処理（注意）の内訳
(単位:件)

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	1,028	714	856	102	2,700

(2) 課徴金納付命令の状況

課徴金額等の推移は，表 5 のとおりである。

平成 22 年度においては，平成 17 年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法（以下「旧法」という。）及び平成 21 年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づき，延べ 143 名の事業者に対して，総額 362 億 8787 万円の課徴金納付命令を行った。また，旧法に基づく審判手続を経て，延べ 13 名の事業者に対して，総額 357 億 9919 万円の課徴金の納付を命じる審決を行った。

この結果，平成 22 年度における課徴金額は，延べ 156 事業者に対して，過去最高額の 720 億 8706 万円となっている。また，一事業者当たりの課徴金額も過去最高額の 4 億 6209 万円となっている。

表 5 課徴金額等の推移
(単位:名,万円)

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
課徴金額 (万円)	926,300	1,129,600	2,703,600	3,607,400	7,208,706
対象事業者数 (名)	158	162	87	106	156
一事業者当たりの課徴金額 (万円)	5,863	6,973	31,076	34,032	46,209

(注) 平成 17 年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命じる審決に係るものを含み，同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令に係るものを除く。

(3) 刑事告発の状況

平成22年度においては、刑事告発事案はなかった。

表6 刑事告発件数 (単位：件、名)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
告発件数	2	1	1	0	0
対象事業者数	16 (32)	4 (11)	3 (9)	0 (0)	0 (0)

(注)対象事業者数欄の()内は個人を含めた対象者数である。

(4) 申告及び課徴金減免申請の状況

平成22年度に公正取引委員会に寄せられた申告の件数(小売業に係る不当廉売申告を除く。)は2,094件であり、前年度に比較して約25.1%減少しているものの、なお高い水準で推移している。寄せられた申告については、情報として整理・蓄積するとともにその中から有益な情報を選別し、追加的に必要な補足調査を行うなど適切な処理を行うことにより、審査事件の端緒につなげている。

表7-1 申告件数の推移(小売業に係る不当廉売申告を除く。) (単位：件)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
申告件数	1,657	2,460(48.5%)	3,685(49.8%)	2,794(▲24.2%)	2,094(▲25.1%)

また、平成22年度における課徴金減免申請の件数は131件であり、平成18年の制度導入以来、最高となっている。平成22年度に法的措置を採ったカルテル・入札談合事件10件のうち、7件について当該制度が適用されたことが公表されている。

表7-2 課徴金減免申請件数等の推移 (単位：件、名)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
申請件数	79	74	85	85	131
入札談合・価格カルテル等の法的措置件数	9	20	11	22	10
課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数	6	16	8	21	7
課徴金減免制度の適用が公表された事業者数	16	37	21	50	10

(5) 入札談合等関与行為防止法の適用状況

公正取引委員会は、入札談合事件について調査した結果、発注機関の職員等による入札談合等関与行為があると認められるときは、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、当該発注機関の長等に対して改善措置を講ずべきことを求めることができる。

平成22年度においては、青森市が発注する土木一式工事の入札談合事件において、青森市の職員が入札談合等関与行為を行っていた事実が認められたことから、青森市長に対して改善措置要求を行った。

(6) 違反事件の処理期間の状況

平成22年度において法的措置を採った全事件の平均事件処理期間は約12か月となっている。これは、平成21年度と同水準である。

表8 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間 (単位：月)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
平均事件処理期間	約9か月	約9か月	約11か月	約12か月	約12か月

また、不当廉売事案のうち、酒類、石油製品及び家庭用電気製品（以下「3品目」という。）の小売業における事件の処理においては、申告のあった事件に関して全数調査を実施し、その処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内としているところ、3品目に係る不当廉売事件について、平均処理期間は約2.2か月であった。

6. 評価

(1) 必要性

ア 独占禁止法違反事件の処理

公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするためには、私的独占、不当な取引制限（カルテル・入札談合）、不公正な取引方法を禁止している独占禁止法の厳正かつ的確な運用が必要不可欠である。

公正取引委員会においては、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、①国民生活に影響の大きいカルテル・入札談合、②中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価、③IT・公益事業分野及び知的財産分野における新規参入阻害行為など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

イ 小売業における不当廉売事件の処理

酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業における廉売については、複数の小売業者が相互に対抗して廉売を繰り返すことによって、周辺の小売業者の事業に悪影響が及ぶ可能性があることから、その前に迅速な処理を行うことが極めて重要である。他方、大規模な小売業者による廉売又は繰り返し行われている廉売であって周辺の小売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の小売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事件については厳正に対処する必要がある。

(2) 有効性

ア 法的措置等の状況

(7) 事件処理の状況

独占禁止法違反事件の中でも、市場の競争機能を直接的に侵害し、国民生活に重大な影響を与えるカルテル・入札談合事件に対する厳正な処理に努めたところ、10件のカルテル・入札談合事件（価格カルテル事件6件（光ファイバケーブル製品に係る事件、建設・電販向け電線に係る事件、シャッターに係る事件等）及び入札談合事件4件（青森市が発注する土木一式工事に係る事件、鹿児島県が発注する海上工事に係る事件等））に対して法的措置を採った。また、青森市が発注する土木一式工事に係る入札談合事件においては、発注者職員による入札談合等関与行為が認められたため、青森市長に対して改善要求を行っており、発注者が入札談合等の行為に関与する事案に対しても厳正に対処している。

さらに、中小事業者等に不当に不利益をもたらす不公正な取引方法に対する厳正・迅速な処理に努めたところ、優越的地位の濫用行為に係る事件として、大型ホームセンターに対して排除措置命令を行ったほか、55件の注意を行い、さらに、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業における不当廉売事件について2,700件の注意を行った。

このほかにも、平成22年度においては、視力補正用コンタクトレンズの販売業者に対して法的措置を採っている。この事件は、消費者にとって身近な商品であるコンタクトレンズのメーカーが、取引先小売業者に対してインターネット等における販売価格の表示を行わないようにさせることによって、取引先小売業者間の価格競争が回避されていたものであったが、当該法的措置によって、コンタクトレンズに係る消費者向け販売価格の競争が阻害される状態が解消された。

(イ) 課徴金納付命令の状況

平成22年度における課徴金納付命令の状況は、表5のとおりである。課徴金額及び1社当たりの課徴金額は、近年、増加傾向にあるが、平成22年度における課徴金額の合計は過去最高額であり、また、一事業者当たりの課徴金額も過去最高額となっている。

(ウ) 3品目の不当廉売事件の処理期間

3品目の不当廉売事件の処理においては、目標処理期間を原則2か月以内としているところ、平均処理期間は約2.2か月であり、おおむね目標は達成されている。しかし、事案の中には、処理期間が2か月を超えたものもある。その要因としては、3品目を始めとする小売業における不当廉売に係る申告件数が、平成20年度以降、大幅に増加し、平成22年度において8,675件と大量の申告を受け付けたところ、このような大量の申告を処理することにより、注意件数が平成19年度の1,679件

から平成 20 年度は 3,654 件に大幅に増加し、平成 21 年度においても 3,225 件と高い水準で推移し、平成 22 年度においても 2,700 件と引き続き高い水準を維持していることによるものであると考えられる。

イ 刑事告発の状況

平成 22 年度においては、刑事告発事案は 1 件もなかったが、国民生活に影響の大きいカルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為については、刑事告発を積極的に行う必要があることから、刑事告発相当事案を積極的に発掘する必要がある。

ウ 社会的認知度

平成 22 年度に措置を採り、当該措置内容等について公表した事件に係る日刊新聞の報道量を計測したところ、表 9 のとおり、全体の報道量、1 件当たりの報道量ともに前年度とほぼ同水準であり、引き続き高水準なものとなっている。これは、平成 22 年度に公正取引委員会が措置を採った事件が、国民生活に密接な関連を有する分野の事件や消費者に身近な商品の事件などであり、報道機関が多く取り上げたためであると考えられる。

このように、公正取引委員会が独占禁止法違反行為に対して厳正に対処して措置を採り、当該措置内容等を公表することによって、独占禁止法違反行為や措置の内容が広く社会に認知され、その結果、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与すると考えられる。

表 9 日刊新聞の報道量

	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	日刊新聞の報道量	公表 1 件当たりの平均報道量	日刊新聞の報道量	公表 1 件当たりの平均報道量	日刊新聞の報道量	公表 1 件当たりの平均報道量
告発	6,283 行	3,142 行	—	—	—	—
法的措置	9,804 行	654 行	20,452 行	2,045 行	19,061 行	2,383 行
警告	575 行	288 行	785 行	393 行	1,612 行	537 行
注意	439 行	439 行	—	—	—	—
打切り	87 行	29 行	—	—	—	—

(注 1) 当委員会が把握している日刊新聞報道量を行数換算で計測したものである。

(注 2) 新聞の 1 段は約 70 行である。

(注 3) 平成 21・22 両年度とも、刑事告発事件はなく、また、注意及び打切りについては公表事件がなかった。

エ 法的措置によって保護された消費者利益

違反行為が排除されたことによって、消費者が価格引上げ等によって失われたであろう利益を回復できたと考えられる。

当該消費者利益の量として、平成 22 年度にカルテル・入札談合に対して法的措置を採った各事件について、法的措置が採られなければ、問題となった一定の取引分野における製品又は役務について 10%の価格引上げが 5 年間継続して行われることとなったと仮定すると、公正取引委員会が法的措置を採ったことにより、少なくとも 1790 億円に相当する消費者利益が保護されたと推定^(注)できる。

(注)公正取引委員会では、平成 18 年度以降に法的措置を採った事件について、違反行為が行われた市場の市場規模を将来 5 年間にわたって割引現在価値(割引率として「基準割引率及び基準貸付利率」を使用)に換算後、それぞれに 10%を乗じて合算したものを消費者利益として推定し、公表している。

なお、市場規模については、公正取引委員会が把握している限りの情報に基づいて算出している。

表 10 法的措置によって保護された消費者利益の推移 (単位：億円、件)

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
保護された消費者利益	約 509	約 754	約 4,079	約 1,204	約 1,790
測定対象とした法的措置件数	9	20	10	22	10

オ まとめ

本件取組は、多様な行為類型の事件、国民生活に密接な関連を有する分野の事件、消費者に身近な商品の事件等について法的措置を採ったこと、課徴金の総額及び一事業者当たりの額が過去最高額であること、独占禁止法違反事件の内容等が広く社会に認知されたこと、少なくとも 1790 億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できることなどを踏まえれば、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処していると評価できる。ただし、3 品目の不当廉売事件の処理においては、平均処理期間が約 2.2 か月となっており、処理期間が 2 か月を超える事案もあることから、不当廉売事件の処理について、より一層、迅速処理に努めていく必要がある。

(3) 効率性

ア 課徴金減免制度の活用による効率的な事件処理

課徴金減免制度は、カルテル・入札談合事件について、違反事業者自らが違反事実を認めて申請を行うものであり、申請を足がかりとして違反事実の立証を進めることが可能となることから、効率的な事件処理に資するものと考えられる。

平成 22 年度に法的措置を採った事件のうちカルテル・入札談合事件は 10 件であったところ、このうち少なくとも 7 件について当該制度が適用されている。

イ 違反事件処理によって保護された消費者利益

平成 22 年度におけるすべての措置(カルテル・入札談合以外の違反行為に係る法的措置、警告等を含む。)に要した費用^(注)は約 44 億円であるところ、前記(2)エのとおり約 1790 億円の消費者利益の保護を達成している。

(注)平成 22 年度における公正取引委員会予算のうち、審査業務に携わる職員(非常勤職員を含

む。)の人件費及び審査業務に係る経費。

ウ 法的措置を採った事件の処理期間

平成22年度において法的措置を採った事件の平均事件処理期間は約12か月となっており、平成21年度とほぼ同水準となっている。

これは、事業者に対して法的措置を採ろうとするときは、法的措置の名宛人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、証拠を提出する機会を付与するとともに、公正取引委員会の認定した事実等及び当該認定事実を基礎付けるために必要な証拠について説明を行っており、事業者から意見が述べられたり、証拠が提出された場合には、それらを検討した上で法的措置を行うなど慎重な手続を採っているため、これらの手続に必要な期間を要したこと、また、平成21年独占禁止法改正法によって新たに課徴金の適用対象となった違反行為に係る課徴金の算定等のための業務量が増加していること等によるものである。

エ 前記ア～ウの状況から、本件取組については、一定の効率性が認められると評価できるが、法的措置を採った事件の処理期間については、今後、より一層の短縮が必要である。

(4) 反映の方向性

ア 効率的な事件処理の推進

平成22年度において法的措置を採った事件の平均処理期間は12か月程度であった。これは、法的措置の名宛人となるべき者に対してあらかじめ意見を述べ、証拠を提出する機会を付与するなどの法的措置を前提とした事前手続を行っていること、平成21年独占禁止法改正法によって新たに課徴金の適用対象となった違反行為に係る課徴金の算定等のための業務量が増加していること等によるものであるが、今後、より迅速な事件処理を行うため、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為へのリソース(人員・予算)の有効活用を行い、職員の審査能力の向上を図るなどして、より効率的な事件処理を行うとともに、審査体制を強化する必要がある。

イ 不当廉売に対する執行力の強化

平成22年度においては、10,769件の申告が寄せられ、このうち、小売業における不当廉売事件に関する申告については8,675件、それ以外の事件に関する申告については2,094件となっている。不当廉売事件のうち、特に小売業に関するものについては、平成20年度に大幅に増加し、平成22年度も同水準の件数であることから、小売業に係る不当廉売事件の処理に対しては、そのニーズが高まっているといえる。また、平均処理期間は約2.2か月であり、おおむね目標は達成されているものの、事案の中には、処理期間が2か月を超えたものもある。公正取引委員会は、これらの申告を適切に処理しつつ独占禁止法上問題のある行為については迅速かつ的確に対処するこ

とが求められている。しかしながら、昨今の不当廉売事件に関する申告の水準は、これまで進められてきた審査体制の強化を上回っており、高水準で推移する不当廉売の申告に対して引き続き迅速かつ的確に対処するためには、より一層の執行力の強化が必要である。

ウ 刑事告発相当事案への対応

国民生活に影響の大きいカルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為については、刑事告発をより一層積極的に行う方針であるが、そのためには、刑事告発相当事案を積極的に発掘する必要があるところ、かかる発掘のために、情報収集能力の一層の向上を図る必要がある。

(5) 総合的評価

本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であると評価できるが、効率的な事件処理の推進、不当廉売に対する執行力の強化及び刑事告発相当事案への対応が課題として挙げられる。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 小売業に係る不当廉売の申告件数は多数に及んでいるが、措置件数を見てみると、措置に直接つながらない申告も多いと考えられる。小売業者等に対し、不当廉売の構成要件等について積極的に啓発して、申告内容の精度を高めていく取組も必要ではないか。</p> <p>(現在、公正取引委員会では、不当廉売に関する考え方を明確化した不当廉売ガイドラインを作成して周知に努めている旨を回答した。「下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化(平成22年度)」参照。)</p>	柿崎委員
--	------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(公正取引委員会23-③)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化(平成22年度)						
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。						
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発等、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応(相談事例の公表については年間10件以上を目的)、取引実態調査の実施公表(年間2件以上を目的)を実施することにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。(平成22年度)						
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の 状況 (千円)	予算額(補正後)	18,609	16,818	13,121	8,467	7,931
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	18,609	16,818	13,121	8,467	7,931
執行額(千円, c)		13,605	14,163	12,461			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(抜粋)	

測定指標	不当廉売ガイドラインの説明会の開催件数[件]	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
			-	-	-	21	8
	不当廉売ガイドラインの説明会の参加者数[名]	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
			-	-	-	約490	約410
	事業者等からの相談件数[件]	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
			1,848	1,780	1,920	1,703	1,700
	相談事例の公表件数[件]	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
			16	7	13	9	12
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	10
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス数	実績値					
18年度		19年度	20年度	21年度	22年度		
		-	-	-	-	39,512	
取引実態調査結果の公表件数[件]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
		3	1	2	1	1	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	2	
取引実態調査の実施期間(月/件)	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
		9	6	11	4	5	
取引実態調査の所要人数(名/件)	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
		3.2	4	4	5	4	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>相談事例の公表については、12件を公表しており、目標を達成している。</p> <p>取引実態調査については、公正取引委員会の事務執行のための情報収集等を目的とした実態調査(結果を公表しないもの。)を実施したこと、取引実態調査の対象とする業種・分野の選定に時間を要したこと等により、公表は1件だけであり、目標を達成できなかった。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発等、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施公表については、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であると評価できるが、その実施方法等について、次のとおり改善点が挙げられる。</p> <p>不当廉売ガイドラインのような新規に公表したガイドラインだけでなく、既存のガイドラインについても、事業者等からの要望に応じて積極的に説明会を開催するなど普及・啓発を図る。</p> <p>相談対応については、事業者等に相談事例を更に認知してもらうために、相談に来た事業者等に対して参考となる事例が掲載された相談事例集を紹介し、相談事例集の認知度の向上を図る。また、公正取引委員会ウェブサイト上における相談事例の使い勝手がよくなるよう掲載場所等を検討する。</p> <p>取引実態調査については、広く情報収集を行うなどして、社会的ニーズが高く、取引慣行等の改善の必要性が比較的高い業種・分野の適切かつ迅速な選定が必要である。また、フォローアップの取組は、必要性の高いものから順次行うこととし、実施に当たっては、取引実態調査での指摘事項の内容や費用対効果、限られた人員、予算等を考慮しつつ、方法を工夫する必要がある。さらに、取引慣行等の改善の実効効果をより高めるため、調査対象業界の関係団体を通じた説明会の実施、業界専門紙等への積極的な情報提供等、効率的で有効な周知活動を積極的に行っていく必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・広告フォローアップ調査の結果、広告業界の取引慣行に係る問題が一定程度、改善されたことについて、その具体的な内容を追加すべきではないか。(田中委員)</p> <p>(意見を踏まえて修正を行った。)</p> <p>・事業者等からの相談に対応した結果、当該事業者に対してどのような効果が上がったのかについて追加すべきではないか。(田辺委員)</p> <p>(意見を踏まえて修正を行った。)</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	取引部取引企画課 取引部取引調査室 取引部相談指導室	作成責任者名	取引企画課長 山田 弘 取引調査室長 内野 雅美 相談指導室長 西川 康	政策評価実施時期	平成23年4月～7月
-------	----------------------------------	--------	--	----------	------------

実績評価書資料

担当課 取引企画課・取引調査室・相談指導室

1. 評価対象施策

下請法違反行為に対する措置等
取引慣行等の適正化（平成 22 年度）

【具体的内容】

独占禁止法に係る各種ガイドライン（取引慣行等の適正化に係るもの）の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談（企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。）への対応（相談事例の公表については年間 10 件以上を目途）、取引実態調査の実施公表（年間 2 件以上を目途）を実施することにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。（平成 22 年度）

3. 評価の実施時期

平成 23 年 4 月～7 月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために役立ったか（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

(1) ガイドラインの普及・啓発

公正取引委員会では、独占禁止法の考え方を明確化するため、各種ガイドラインを整備しており、その普及・啓発のために説明会を実施している。近年では、平成21年12月に策定・公表した「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」^(注)（以下「不当廉売ガイドライン」という。）に関する説明会を積極的に開催している。

不当廉売ガイドラインの説明会については、事業者団体や関係省庁等からの要望に応じて随時、開催しており、開催回数及び同説明会への参加者数の推移は表1のとおりである。平成22年度の開催回数は8件と前年度から減少しているが、参加者数については、前年度とほぼ同水準を維持している。

表1 不当廉売ガイドラインの説明会の開催件数等

	平成21年度	平成22年度
開催回数	21件	8件
参加者数	約490名	約410名

(注) 公正取引委員会は、昭和59年に「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を公表し、その後、個別の業種（酒類、ガソリン及び家電）についてその取引実態を踏まえたガイドラインを順次公表することにより、不当廉売規制の考え方を明らかにしてきたが、平成21年独占禁止法改正法により、不当廉売が新たに課徴金納付命令の対象となったこと等に伴い、不当廉売の要件に関する解釈を更に明確化すること等により、法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、これらのガイドラインを改定し、平成21年12月に不当廉売ガイドラインを公表した。

(2) 事業者等からの相談への対応

ア 相談対応の概要等

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、事業者等から、実施しようと検討している具体的な事業活動について独占禁止法上問題がないかどうか個別の相談があった場合には、これに回答をしている。当該相談の受付窓口は、公正取引委員会事務総局の本局（東京に所在）のほか、全国各地の地方事務所、支所等計7か所に設けており、当該窓口の連絡先等については公正取引委員会ウェブサイト等において告知している。

平成18年度以降の事業者等からの相談件数の推移は表2のとおりである。

表2 事業者等からの相談件数 (単位：件)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事業者	1,275	1,347	1,501	1,351	1,402
団体	573	433	419	352	298
合計	1,848	1,780	1,920	1,703	1,700

イ 相談事例の公表件数

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止に役立てるため、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると考えられる事例を相談事例集として取りまとめ、毎年度公表している。

平成18年度以降の相談事例の公表件数の推移は表3のとおりである。

表3 相談事例の公表件数 (単位：件)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
公表件数	16	7	13	9	12

(3) 取引実態調査の実施

公正取引委員会では、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、調査対象となった業界の取引慣行の問題点等、当該調査結果を公表するとともに、当該調査の実施後の取引の改善状況についてのフォローアップ調査を実施し、当該調査結果についても公表している（これらの調査をまとめて、以下「取引実態調査」という。）。

ア 取引実態調査の公表件数

平成18年度以降の取引実態調査結果の公表件数の推移は表4のとおりである。

表4 取引実態調査結果の公表件数 (単位：件)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
公表件数	3	1	2	1	1

平成22年度においては、「広告業界の取引実態に関するフォローアップ調査」（以下「広告フォローアップ調査」という。）の結果を公表した。広告フォローアップ調査は、平成17年度に実施公表した「広告業界の取引実態に関する調査」（以下「平成17年度広告調査」という。）において

競争政策上の評価として問題点を指摘した事項の改善状況等を調査するとともに、急激な拡大を続けるインターネット広告の取引慣行について調査したものである。

広告フォローアップ調査の結果は、報告書として取りまとめ、平成22年9月1日に公表するとともに、公正取引委員会ウェブサイトに掲載した。また、調査対象であるテレビ局、広告会社、広告主等に調査報告書を送付して調査結果、指摘事項等の周知を図った。さらに、業界団体である日本民間放送連盟等の業界団体（4団体）がそれぞれ開催した広告フォローアップ調査の説明会において、これらの団体の会員企業の担当者等約170名に対し、調査結果、指摘事項等について説明を行い、周知を図った。

イ 取引実態調査の実施期間及び所要人数

平成18年度以降に調査結果を公表した取引実態調査の1件当たりの実施期間及び所要人数は表5のとおりであり、平成22年度の広告フォローアップ調査の実施期間は5か月、所要人数は4名であった。

表5 取引実態調査の実施期間及び所要人数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実施期間	9か月	6か月	11か月	4か月	5か月
所要人数	3.2名	4名	4名	5名	4名

6. 評価

(1) 必要性

独占禁止法は、私的独占、カルテルなどの不当な取引制限及び不当廉売等の不公正な取引方法を禁止する旨を規定しているが、これらの規定に違反する行為に対する行政措置等は事後的になされるものである。一方で、取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持するためには、独占禁止法違反行為に対する事後的な対応とともに、独占禁止法違反行為の未然防止を図ることも重要である。

公正取引委員会では、①独占禁止法上の考え方を示した各種ガイドラインの普及・啓発、②事業者等からの個別相談への対応及び当該相談事例の公表、③事業活動の実態調査及び当該調査の結果、競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等が見られた場合には当該取引慣行等の指摘・公表を行っており、これらの取組は、公正取引委員会における独占禁止法の運

用の透明性を一層確保して事業者等の予見可能性をより向上させるため、独占禁止法違反行為を未然に防止して、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すことになることから、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要な取組であると評価できる。

(2) 有効性

ア ガイドラインの普及・啓発

(7) 不当廉売ガイドラインの説明会等の開催

不当廉売ガイドラインについては、平成22年度に8回の説明会を開催し、関係する事業者団体の構成事業者や関係省庁の担当者等、約410名に対してその内容を説明した。

(4) 小売業に係る不当廉売事件処理等の概況

不当廉売ガイドラインの公表及び説明会等の実施により、どの程度違反行為の未然防止が図られているかという観点から、小売業に係る不当廉売の申告件数及び不当廉売事件の注意件数（以下「申告・注意件数」という。）の推移を見てみると表6のとおりであり、不当廉売ガイドラインが公表された平成21年度以後は、一定程度減少している。

表6 申告・注意件数の状況 (単位：件)

年 度	20年度	21年度	22年度
小売業に係る不当廉売申告件数	9,668	8,979	8,675
小売業に係る不当廉売事件における注意件数	3,654	3,225	2,700

(ウ) まとめ

このように、申告・注意件数が一定程度減少している理由には、様々な要因が考えられるが、不当廉売ガイドラインを作成・公表して説明会等を開催し、不当廉売ガイドラインの内容が一定程度周知されたことによって、事業者等の予見可能性がより向上し、不当廉売につながるおそれがある行為が減少していることも理由の1つとして挙げられると考えられ、不当廉売ガイドラインの公表・周知は、小売業における取引の適正化に一定の成果を上げることができたと考えられる。

イ 事業者等からの相談への対応

公正取引委員会では、事業者等からの相談に対し、独占禁止法に関する専門的な知見を生かして、当該相談に係る具体的な事業活動が独占禁

止法上問題がないかどうかを迅速に回答しており（本局において平成22年度に受け付けた相談（678件）の88.5%の事案について、相談を受け付けた日から7日間以内に回答している。）、当該事業者が公正取引委員会からの回答に基づいて事業活動を行うことによって、独占禁止法違反行為が未然に防止されていると考えられる。

近年、事業者等からの相談件数は、毎年度1,700件から1,900件程度で推移しており、事業者等は、具体的な事業活動を計画した際に、公正取引委員会への相談を積極的に利用している状況にあるといえる。

事業者等からの相談事例の公表件数は、年間10件以上とすることを目途としているところ、平成22年度には、平成21年度の主要な相談事例12件を掲載した「独占禁止法に関する相談事例集（平成21年度）」を平成22年7月に公表しており、当該目標を達成している。

平成22年7月に公表した相談事例集では、事業者団体が大規模災害時に会員が商品を供給する際の取引条件の決定に関する事例、事業者が官公庁の発注する調査・研究業務の入札において、既の実施した業務に要した費用を原価に算入せずに入札価格を設定する事例^{（注）}など、新規性のある事例が含まれているところ、新規性のある事例を含む最新の相談事例を公表することによって、相談事例集は、各種ガイドラインを補って、事業者等の独占禁止法に対する理解を促す効果があるものと考えられる。

さらに、公表した相談事例は公正取引委員会ウェブサイトにも掲載されているところ、平成22年度のアクセス数は39,512件（各相談事例集〔平成13年以降に公表した相談事例集〕への平成22年4月～平成23年3月のアクセス数合計。このうち平成22年7月に掲載された最新の相談事例集へのアクセス数は3,426件）と多数に上っている。

このように、多数の事業者等が具体的な事業活動計画について公正取引委員会に相談し、さらに、当該相談の事例が広く多数の事業者等に認知されることによって、事業者等の予見可能性が向上し、一層の取引の適正化が図られると評価できる。

（注）不当廉売ガイドラインの内容を踏まえた事例

ウ 取引実態調査の実施

（ア）取引実態調査の実施公表

取引実態調査の実施公表件数については、年間2件以上を目途としているところ、平成22年度の公表は、広告フォローアップ調査1件のみであった。

取引実態調査の実施公表件数について、年間2件以上を目途とすることとしたのは、取引実態調査を担当する取引調査室の職員数（平成22年度定員6名）、取引実態調査に要する業務量、これまでの公表件数の実績、他の業務の状況を勘案したものである。

平成22年度の公表が1件だった理由としては、①広告フォローアップ調査のほかに、公正取引委員会の事務執行のための情報収集等を目的とした実態調査（結果を公表しないもの。）を実施したこと、②取引実態調査の対象とする業種・分野の選定に時間を要したこと等によるものである。

(イ) 取引実態調査の効果

広告フォローアップ調査によれば、平成17年度広告調査において指摘した広告業界の取引慣行に関する問題点については、広告業界の関係事業者の自主的な改善が一定程度進んだことが明らかになった。例えば、平成17年広告調査では、テレビ広告の番組CM枠取引について、広告会社から個別の照会があれば答える形で販売対象枠を明らかにするなど、テレビ局による情報開示が少ないため、広告会社の新規参入が非常に困難であるとの指摘を行った。この点について、広告フォローアップ調査では、64.8%のテレビ局が、販売対象枠を個別の照会の有無に関わらず一定時期に公表しており、また、平成17年広告調査以降、広告会社に対して販売対象枠を公表するため、説明会の開催や登録制サイトの運営を開始したテレビ局も存在するなど、販売対象枠の公表を積極的に行う動きがみられた。

一方で、平成17年度広告調査において指摘した事項のうち、改善が十分ではないものもあったことから、広告フォローアップ調査報告書では、この点について、テレビ局等の関係事業者に改善が必要である旨を指摘して改善の必要性を再認識させ、改めて自主的な改善を促した。

また、広告フォローアップ調査報告書の公表後、前記5(3)アのとおり、関係事業者等に当該報告書の内容の周知を図り、取引の適正化のための自主的な改善を要請した。さらに、公正取引委員会ウェブサイトに広告フォローアップ調査報告書を掲載したところ、平成22年9月から平成23年3月までの7か月間のアクセス数は、報告書（概要版）が7,908件、報告書（本体）が6,631件と多数に上っている。

以上のとおり、広告フォローアップ調査の結果、平成17年度広告調査の実施公表が、広告業界の取引慣行に関する問題点を一定程度改善

させる効果があったことが明らかになった。また、広告フォローアップ調査の結果が広告業界の関係者等に広く認知されたものと考えられることから、広告フォローアップ調査によって、指摘した点についても、今後、改善される効果が期待できるものと考えられる。

(ウ) まとめ

以上のことから、取引実態調査は、取引慣行等の適正化を促す効果があると評価できる。ただし、平成22年度の実施・公表件数は1件のみであり、取引慣行等の適正化という目標に対して十分なものとは評価できない。よって、平成23年度以降、年間2件以上の取引実態調査の実施公表に向けて一層の取組が必要である。

(3) 効率性

ア 不当廉売ガイドラインの普及・啓発

不当廉売ガイドラインの普及・啓発は、事業者等にとって、ルールの明確化及び予見可能性を高めることになることから、独占禁止法違反行為の未然防止が図られることとなり、取引慣行等の適正化を効率的に実現する効果を有する。

不当廉売ガイドライン説明会の実施に当たっては、例えば、講師派遣依頼が都府県単位の団体から寄せられた場合は、依頼に対し近隣の都府県の団体と調整し、複数都府県の団体の合同説明会にしてもらうなど、最も効率的な開催方法の選択に努めている。

また、前記(2)ア記載のとおり、申告・注意件数が一定程度減少しており、独占禁止法違反行為の未然防止につながっている状況がうかがえる。

以上のことから、ある程度効率的に不当廉売ガイドラインの内容の周知が図られているとともに、不当廉売ガイドラインの普及・啓発によって、事件処理に要するコスト削減に寄与していると評価できる。

イ 事業者等からの相談への対応

事業者等からの相談への対応、相談事例の公表については、公正取引委員会の本局において、職員7人が従事している。このほか、地方事務所・支所においては、相談対応を専門に担当する部署は存在しないが各地方事務所・支所の総務課及び経済取引指導官の合計17人が他の業務との兼務で相談対応に従事している。

このように少人数の体制で、日々、事業者等から寄せられる多数の相談に対応し、相談事例を取りまとめ公表を行っているところである。ま

た、公正取引委員会の本局において平成22年度に受け付けた相談（678件）の処理日数をみると、そのうち88.5%の事案について、相談を受け付けた日から7日間以内に回答しており、迅速な処理を行っているところである。

以上のことから、これらの取組は効率的に行われていると評価することができる。

ウ 取引実態調査の実施

前記5(3)イの実態調査の実施期間及び所要人数のとおり、広告フォローアップ調査の実施期間は5か月、所要人数は4名であり、過去の取引実態調査と比べても、同程度の人員で、比較的短い期間で調査を実施している。このように、少ないコストで業界全体の取引慣行等の改善に資する実態調査を実施して、関係事業者に対して改善が必要である取引慣行を指摘するなどの対応をとっており、広告フォローアップ調査は効率的な取組であったと評価できる。

(4) 反映の方向性

ア ガイドラインの普及・啓発

不当廉売ガイドラインの普及啓発によって、小売業における取引の適正化に一定の成果を上げることができたと考えられることから、独占禁止法に係る各種ガイドラインについて、引き続き、その普及・啓発を図る。

今後は、ガイドラインの普及・啓発を更に進めていくため、新規に公表したガイドラインだけでなく、既存のガイドラインについても、事業者等からの要望に応じて、積極的に説明会を開催する。

イ 事業者等からの相談への対応

相談の事例が広く多数の事業者等に認知されることによって、事業者等の予見可能性が向上し、一層の取引の適正化が図られたと評価できることから、相談事例を更に広く認知してもらうために、個別に相談してきた事業者等に参考となる相談事例が掲載された相談事例集を紹介し、相談事例集の認知度の向上を図る。また、公正取引委員会ウェブサイトにおける相談事例の使い勝手がよくなるよう、掲載場所等を検討する。さらに、引き続き、各種ガイドラインを補う新規性のある相談事例の公表を行っていく。

ウ 取引実態調査の実施

(7) 取引実態調査の対象業種・分野の適切かつ迅速な選定

取引実態調査の対象とする業種・分野の選定に当たっては、限られた人員及び予算等も考慮しつつ、引き続き、社会的ニーズが高く、取引慣行等の改善の必要性が比較的高いものから選定する。このため、広く情報収集を行うなどして、可能な限り速やかな調査対象の選定が必要である。

また、フォローアップの取組は、取引の適正化を実現していくために有効な取組であり、今後については、例えば、取引実態調査を行った全案件について、フォローアップの実施の必要性について毎年必ず検討を行うようにし、他の業務の状況も考慮しつつ、必要性が高いものから順次フォローアップを実施するなどの取組が必要である。

さらに、フォローアップの実施に当たっては、取引実態調査での指摘事項の内容や費用対効果、限られた人員及び予算等も考慮しつつ、その実施方法についても工夫することが必要である。

(4) 効果的な周知活動

今後も、原則として調査結果を公表するとともに、取引慣行等の改善の実効効果をより高めるため、費用対効果も考慮しつつ、効率的で有効な周知活動を積極的に行っていく必要がある。具体的な周知方法としては、例えば、①調査対象業界の関係団体等を通じた説明会等の実施、②アンケート調査やヒアリング調査の対象事業者が関係事業者の一部にとどまる場合や、関係団体の会員企業の組織率が低い場合などには、公正取引委員会が主催する調査結果の説明会を開催、③アンケート調査やヒアリング調査の対象とした事業者等に広く調査報告書等を配布、④関係団体等のウェブサイトへの調査報告書の掲載や公正取引委員会ウェブサイトの調査報告書のページへのリンクの要請、⑤業界関係者の目に触れやすい業界専門紙等への積極的な情報提供などが考えられる。

(5) 総合的評価

本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であると評価できるが、ガイドラインの普及啓発のため、新規に作成されたガイドラインだけでなく、既存のガイドラインについても積極的に説明会を開催すること、相談事例の公表方法を工夫すること、取引実態調査の実施方

法を工夫すること及び取引実態調査の効果的な周知活動を行うことが課題として挙げられる。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 広告フォローアップ調査の結果、広告業界の取引慣行に係る問題が一定程度、改善されたことについて、その具体的な内容を追加すべではないか。 (意見を踏まえて修正を行った。)	田中委員
○ 事業者等からの相談に対応した結果、当該事業者に対してどのような効果が上がったのかについて追加すべきではないか。 (意見を踏まえて修正を行った。)	田辺委員

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(公正取引委員会23-④)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 下請法の的確な運用						
施策の概要	書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)又は指導)を講ずる。 下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。						
達成すべき目標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速(処理期間6か月以内を目途)かつ的確に対処し、これらを排除すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。						
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)	110,242	95,121	116,948	133,076	131,713
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	110,242	95,121	116,948	133,076	131,713
執行額(千円, c)		75,060	87,389	107,644			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	中小企業憲章(閣議決定)		平成22年6月18日		3. 五、公正な市場環境を整える 中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。		
	経済財政改革の基本方針2009(閣議決定)		平成21年6月23日		○第2章 成長力の強化 5. 中小企業の活性化と研究開発の強化 ①中小企業の活性化 「(前略)独占禁止法、下請法等による取締り強化等を通じて、中小企業を総合的に支援する。」		

測定指標	下請取引に係る書面調査の実施状況[名](注1・2)	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	親事業者数		29,502	30,268	34,181	36,342	38,046
	下請事業者数		162,521	168,108	160,230	201,005	210,166
	違反事件の処理件数(勧告)[件]	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
			11	13	15	15	15
	違反事件の処理件数(指導)[件]	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
			2,927	2,740	2,949	3,590	4,226
	勧告及び指導事件の処理期間(6か月以内に処理した事件の割合)[%]	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
			98.9	98.2	98.3	97.8	97.5
年度ごとの目標値		100	100	100	100	100	
勧告事件の処理期間(処理に6か月超の期間を要した事件数)[件]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
		8	11	10	13	12	
指導事件の処理期間(6か月以内に処理した事件の割合)[%]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
		99.1	98.6	98.6	98.3	97.9	
措置によって直接保護された下請事業者の利益[万円](注3)	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
		58,137	116,048	318,614	60,615	149,543	
下請取引適正化推進講習会の開催数[回]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
		27	30	31	32	30	
下請取引適正化推進講習会の参加者数[人]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
		4,368	4,092	4,080	4,307	3,935	
下請取引適正化推進講習会後の下請法(下請法の適用範囲及び親事業者の義務について)の理解度[%](注4)	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
		-	-	-	-	93.2	
下請取引適正化推進講習会後の下請法(親事業者の禁止行為について)の理解度[%](注4)	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
		-	-	-	-	96.4	

(注1) 下請法では、委託取引の内容及び取引を委託する事業者の資本金、受託する事業者の資本金等によって「親事業者」及び「下請事業者」を定義している。

(注2) 下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、親事業者及びその下請事業者を対象として、定期的に書面調査を行っている。

(注3) 公正取引委員会の措置に基づき、親事業者が下請事業者が被った不利益について原状回復措置(減額した下請代金の返還等)した額の総額。

(注4) 理解度については、アンケートにおいて「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合を記載。

測定指標	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請法関係のパンフレットへのアクセス数	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		-	-	-	-	155,049
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請取引適正化推進講習会テキストへのアクセス数	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		-	-	-	-	46,937
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された平成22年度勧告事件へのアクセス数	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	-	-	-	-	156,430	
勧告事件の日刊新聞報道量(行)(注5)	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	1,159	1,538	3,970	1,328	1,850	

(注5)新聞の1段を約70行として計算している。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	勧告及び指導を行った下請法違反事件については、目標処理期間である6か月以内におおむね処理することができた(97.5%)。
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要かつ有効であると評価できるが、以下の課題が挙げられる。</p> <p>平成22年度においては、勧告15件、指導4,226件と親事業者に対する措置件数が過去最多となるなど積極的に事件処理を行ったものの、勧告・公表に耐え得る証拠収集等に時間を要したこと等の理由で、勧告事件15件のうち12件については目標処理期間内に処理できなかったことから、処理期間の短縮のため、担当職員の調査能力の向上及び調査部門の体制の更なる強化を図る必要がある。</p> <p>さらに、下請取引適正化推進講習会については、そのアンケート結果を踏まえて、会場の場所やアクセス等を考慮した会場選定を行うなど、参加者の利便性の向上を図る必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> 業種ごとの措置件数について、何らかの傾向があるのであれば、追加すべきではないか。(田辺委員) (意見を踏まえて修正を行った。) 下請法違反事件の処理期間について、勧告事件及び指導事件をそれぞれ分けて評価すべきではないか。(田辺委員) (意見を踏まえて修正を行った。)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①「平成22年度における下請法等の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成23年5月18日</p> <p>②下請取引適正化推進講習会の開催に係るアンケート 調査対象者・人数：3,935人 調査方法：講習会参加者に対するアンケート調査 作成者：公正取引委員会 調査期間：平成22年11月 有効回答数：1,701人(アンケート項目ごとに変動があるためアンケートの回収数を記載)</p> <p>(注)上記資料の所在は全て公正取引委員会官房総務課である。</p>
---------------------------	--

担当部局名	企業取引課 下請取引調査室	作成責任者名	企業取引課長 藤本 哲也 下請取引調査室長 鎌田 明	政策評価実施時期	平成23年4～7月
-------	------------------	--------	-------------------------------	----------	-----------

実績評価書資料

担当課 企業取引課・下請取引調査室

1. 評価対象施策

下請法違反行為に対する措置等
下請法の的確な運用

【具体的内容】

書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査、招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置（法的措置（下請法第7条に基づく勧告）又は指導）を講ずる。

下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。

2. 施策の目標（目標達成時期）

下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速（処理期間6か月以内を目途）かつ的確に対処し、これらを排除すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。

3. 評価の実施時期

平成23年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

(1) 書面調査の実施状況

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、公正取引委員会の

では、以前から、親事業者及びその下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施して、違反行為の発見に努めている^(注)。

平成22年度における書面調査は、親事業者38,046名(前年度比4.7%増)及び下請事業者210,166名(前年度比4.6%増)を対象に実施した(表1)。

(注) 親事業者向けの書面調査は、業種、資本金の規模等を勘案しつつ、年度ごとに下請取引を行っていると思われる事業者を抽出して実施。下請事業者向けの書面調査は、親事業者から提出された下請事業者名簿から抽出して実施。

表1 書面調査の実施状況 (単位：名)

年度	調査対象親事業者数	調査対象下請事業者数
18	29,502	162,521
19	30,268	168,108
20	34,181	160,230
21	36,342	201,005
22	38,046	210,166

(2) 下請法違反事件の処理状況

ア 新規着手件数

平成22年度に新規に着手した下請法違反被疑事件は4,658件(前年度比21.5%増)であり、事件に着手する際の端緒情報の内訳としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが4,509件、下請事業者等からの申告によるものが145件、中小企業庁長官からの措置請求によるものが4件となっている(表2)。

イ 処理件数

平成22年度の下請法違反事件処理件数は4,610件であり、このうち、勧告又は指導の措置を講じた件数(以下「措置件数」という。)は4,241件(前年度比17.6%増)となっている(表2)。措置件数を業種別にみると、前年度に引き続き機械器具卸業が最も多く(329件, 7.8%)、道路貨物運送業(262件, 6.2%)、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業(207件, 4.9%)がこれに続いている。

平成22年度は、勧告件数については、平成15年の下請法の一部を改正する法律(平成15年法律第87号。以下「改正下請法」という。)が施行されて以降最多であった前々年度及び前年度と同数の15件となっており、指導件数については、昭和31年の下請法施行以降最多となる4,226件(前年度比17.7%増)となった(表2)。

また、平成22年度には、改正下請法施行以降初めて、返品事件に対し

て勧告したほか、不当な経済上の利益の提供要請が改正下請法において禁止行為に加わって以降、2件目となる当該行為に対しての勧告をした。さらに、ロードサービス業、スポーツ用品業及びペットフード業といった勧告実績のなかった業界の事業者に対して勧告しており、幅広い分野における下請法違反事件に対処している。

表2 下請法違反事件の処理状況 (単位：件)

年度	新規着手件数				処理件数				
	端緒の種類			合計	措置		小計	不問	合計
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求		勧告	指導			
18	2,983	100	1	3,084	11	2,927	2,938	121	3,059
19	2,964	145	1	3,110	13	2,740	2,753	307	3,060
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	2,964	273	3,237
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	3,605	254	3,859
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	4,241	369	4,610

ウ 処理期間

平成22年度の措置件数は、前年度の3,605件から4,241件と大きく増加(17.6%増)したものの、当該事件の処理期間(事件関係人に対して調査を開始した日から措置日までの期間(休日を含む。))以下同じ。)については、前年度と同水準の97.5%の事件が目標処理期間である6か月(180日)以内に処理されていた(表3)。

勧告事件については、勧告事件の件数が前年度と同数の15件であったところ、事件処理に6か月超(181日以上)を要した事件は12件あり、前年度の13件と比べて1件減少しているものの、平均処理期間は295日となって、前年度よりも17日間増えている(表4)。

指導事件については、過去最多の4,226件であったところ、97.9%の事件が目標処理期間である6か月(180日)以内に処理されていた(表5)。

表3 勧告及び指導事件における調査開始後6か月以内の処理状況

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
98.9%	98.2%	98.3%	97.8%	97.5%

表 4 勧告事件の処理期間

(単位：日，件)

年度	18	19	20	21	22
勧告事件平均処理日数	304	293	218	278	295
勧告件数	11	13	15	15	15
うち処理に6か月超の期間を要した件数	8	11	10	13	12

表 5 指導事件における調査開始後6か月以内の処理状況

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
99.1%	98.6%	98.6%	98.3%	97.9%

エ 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成22年度においては、親事業者189名から下請事業者7,838名に対し、下請事業者が被った不利益について総額14億9543万円（前年度比246.7%増）の原状回復措置（減額した下請代金の返還等）が講じられており、いずれの実績も前年度以上となっている（表6）。

表 6 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

(単位：名，万円)

		年度	18	19	20	21	22
減額 の 下請代金	減額分の返還を行った親事業者数		45	46	50	61	98
	減額分の返還を受けた下請事業者数		1,165	3,736	2,022	2,160	4,356
	減額分の返還の年度総額		55,279	108,804	295,133	48,116	103,145
支払遅延 の下請代金の	遅延利息の支払を行った親事業者数		59	68	39	61	89
	遅延利息の支払を受けた下請事業者数		3,220	3,525	1,456	2,737	3,420
	遅延利息の支払の年度総額		2,858	7,244	23,481	10,790	28,238
上の利益提供 の不当な経済	利益提供分の返還を行った親事業者数		0	0	0	1	1
	利益提供分の返還を受けた下請事業者数		0	0	0	22	59
	利益提供分の返還の年度総額		0	0	0	1,709	4,175
返品	商品の引取りを行った親事業者数		0	0	0	0	1
	商品の引取りを受けた下請事業者数		0	0	0	0	3
	親事業者が引取りを行った商品の年度総額		0	0	0	0	13,985
合計	親事業者の合計数		104	114	89	123	189
	下請事業者の合計数		4,385	7,261	3,478	4,919	7,838
	原状回復の総額		58,137	116,048	318,614	60,615	149,543

(3) 下請取引適正化のための普及・啓発

下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するためには、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から、下請取引適正化のための普及・啓発を行っている。

ア 下請取引適正化推進講習会の開催

昭和 54 年以降、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化推進講習会を開催するなど、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っている。

下請取引適正化推進講習会については、下請取引の適正化を一層推進するため、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請法の趣旨・内容を周知徹底することを目的として開催している。

平成 22 年度においては、中小企業庁と共同して、47 都道府県 58 会場で開催しており、このうち、公正取引委員会の主催分として、25 都道府県 30 会場で開催し、3,935 名が参加した（表 7）。参加者数が、昨年度と比較して 372 名減少しているが（対前年度比 8.6%減）、これは、公正取引委員会担当分の開催回数が前年と比較して 2 回減少していること^(注)が要因だと考えられる。一方、下請取引適正化推進講習会の募集定員に対する参加者数（参加率）は、平成 21 年度の 75.0%に対し、平成 22 年度は 88.8%となるなど参加率は高まっている。

（注）中小企業庁と持ち回りで分担して開催しているところ、平成 22 年度に公正取引委員会が分担する分は前年度から 2 回減少した。

表 7 下請取引適正化推進講習会の開催状況（公正取引委員会主催分）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
開催回数	27	30	31	32	30
募集定員	4,900	5,060	4,440	5,740	4,430
参加者数	4,368	4,092	4,080	4,307	3,935
参加率	89.1%	80.9%	91.9%	75.0%	88.8%

イ 下請法に関する情報提供

(7) パンフレット等の作成・配布等

公正取引委員会は、下請法の理解を深めてもらうために下請法のパンフレット（以下「パンフレット」という。）や下請取引適正化推進講習会のテキスト（以下「講習会テキスト」という。）を作成し、各講習会で配布・説明しているほか、公正取引委員会ウェブサ

イト上にも掲示するなどして多くの事業者等が利用できるようにしている（表 8）。

(イ) 勧告事件の公表

勧告を行った事件については、改正下請法施行以降、全ての事件について、違反事実の概要、勧告の概要等を公表している。平成 22 年度は、勧告事件 15 件を全て公表し、公正取引委員会ウェブサイトに関係資料を掲載した（表 8）。

表 8 下請法に係る公表資料へのアクセス数 (単位：件)

	パンフレット	講習会テキスト	勧告事件
平成 22 年度	155,049	46,937	156,430

(注)パンフレットのアクセス件数は下請法関係の全パンフレットのアクセス件数であり、勧告事件のアクセス件数は各年度に公表した事件の合計件数である。

6. 評価

(1) 必要性

下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するためには、下請事業者に及ぼす不利益が大きい事案等について積極的に勧告して公表し、それ以外の事案については迅速に指導を行い、また、下請事業者が被った不利益について原状回復を図るなど、下請法違反行為に迅速かつ的確に対処するとともに、違反行為を未然に防止する観点から、下請法の普及・啓発を行うことが必要である。

(2) 有効性

ア 下請法違反事件の処理

従来から下請法違反事件の積極的な処理に努めてきたところ、平成 22 年度の勧告件数は改正下請法施行以降最多であった前々年度、前年度と同数であり、指導件数は昭和 31 年の下請法施行以降最多であった。

また、平成 22 年度には、改正下請法施行以降、返品事件に対して初めて勧告したほか、不当な経済上の利益提供要請事件について改正下請法において禁止行為に加わって以降 2 件目の勧告をしている。さらに、勧告実績のなかった業界の事業者に対して勧告するなど、幅広い分野における下請法違反事件に対処している。

勧告においては、下請取引の改善や違反行為の再発防止を図るため、原状回復措置のほかに「その他必要な措置を採るべきこと」を求めるこ

とができることとなっているところ、平成 22 年度に勧告した 15 件については、「その他必要な措置」として、①今後同様の違反行為を行わない旨を取締役会の決議によって確認すること、②発注担当者に対する研修など社内体制の整備のために必要な措置を講ずること、③当該措置内容を下請事業者へ周知すること等を求めたところ、勧告対象となった全ての親事業者がこれらの措置を採っている。

イ 原状回復措置によって直接保護された下請事業者の利益

平成 22 年度には、親事業者 189 名が講じた原状回復措置により、総額 14 億 9543 万円が、下請事業者 7,838 名の直接の利益として保護された。

ウ 処理期間

平成22年度に勧告及び指導を行った事件については、そのほとんどが目標処理期間内に処理されていたが、勧告事件に限ってみると、15件中12件が、目標処理期間の6か月以内に処理できなかった。

なお、指導事件については、全体の97.9%が目標処理期間内に処理された。

平成22年度の勧告事件の処理期間が目標処理期間を超えた理由としては、

- ① 下請代金の減額事件以外の事件の処理は処理実績が少ないため、勧告・公表に耐え得る証拠収集等に時間を要したこと
 - ② これまで勧告実績のなかった業界における事件の処理において、処理実績が少ないため、下請取引の内容を把握するのに時間を要したこと
 - ③ 違反行為の態様が多様化したこと
- 等が挙げられる。

今後は、勧告事件についても、目標処理期間内に処理できるよう取り組む必要がある。

エ 下請取引適正化推進講習会の開催

下請取引適正化推進講習会の参加者に対するアンケート調査結果をみると、講習会前に下請法の内容について「全く知らない」、「ほとんど知らない」又は「少し知っている」と回答していた参加者の割合は約半数（51.7%）であったところ、講習会の結果、93.2%の参加者が下請法の適用範囲及び親事業者の義務の内容について「よく分かった」又は、

「概ね分かった」と回答しており、また、96.4%の参加者が親事業者の禁止行為の内容について「よく分かった」又は、「概ね分かった」と回答している（表9）。

下請取引適正化推進講習会は、毎年約4,000名の参加者があり、参加率も高いことから、当該講習会を実施することは事業者の要請も強く、また、アンケート結果から下請法の理解のために効果的であったと評価できる。これらのことから、下請取引適正化推進講習会を開催する取組は、下請法の普及・啓発のために効果的であったと評価できる。

他方、下請取引適正化推進講習会の参加者に対するアンケート調査結果において、一部の参加者から「会場までのアクセスが悪い」、「駐車場がないため不便である」、「市内の中心部で開催してほしい」など、講習会の開催会場の選定についての意見が寄せられている。そのため、会場の選定を工夫することにより取組の有効性を高める余地がある。

表9 下請取引適正化推進講習会参加者に対するアンケート調査結果
（講習会前における下請法の理解度）

	全く知らない	ほとんど知らない	少し知っている	ある程度知っている
下請法の内容	3.9%	15.3%	32.5%	48.3%

（講習会後における下請法の理解度）

	よく分かった	概ね分かった	あまり分からなかった	全然分からなかった
下請法の適用範囲及び親事業者の義務	21.5%	71.7%	6.3%	0.4%
親事業者の禁止行為	29.7%	66.7%	3.6%	0.0%

オ 下請法に関する情報提供

(7) パンフレット等の作成・配布等

パンフレットや講習会テキストは、各講習会で配布・説明しているほか、公正取引委員会ウェブサイト上にも掲示しているところ、平成22年度のアクセス件数は、パンフレットが155,049件、講習会テキストが46,937件となっている。このように、パンフレット及び講習会テキストは、多くの利用者に利用されていることから、パンフレット及び講習会テキストの作成・配布等が、下請法に関する情

報提供のために有効であったと考えられる。

(1) 勧告事件の公表

勧告を行った事件については、改正下請法施行以降、全ての事件について、違反事実・勧告内容の概要等を公表している。

平成 22 年度は、勧告事件 15 件全てを公表し、公正取引委員会ウェブサイトに関係資料を掲載したが、これら関係資料については、合計 156,430 件のアクセスがあった。

また、前記 15 件の勧告事件のうち、13 件が日刊新聞において報道^(注 1)されたが、前年度に比べて報道された件数が少ない^(注 2)にもかかわらず、当該 13 件の報道量は前年度を上回る計 1,850 行であった(表 10)。

このように、勧告の内容について公表し、それが報道されることによって、勧告事件の内容、更には下請法の内容が広く社会に認知されることとなり、その結果、下請法違反行為の未然防止に有効であると考えられる。

(注 1) 平成 22 年度の勧告事件のうち、新聞報道されなかった 2 件は、平成 23 年 3 月 18 日及び同月 29 日に勧告・公表したものであるが、新聞報道されなかった理由としては、当時の新聞紙面の大半が同月 11 日に発生した東日本大震災関連の記事で占められていたためと考えられる。

(注 2) 平成 21 年度は勧告事件 15 件全てが日刊新聞に報道された。

表 10 日刊新聞報道量 (単位：行)

年度	18	19	20	21	22
日刊新聞報道量	1,159	1,538	3,970	1,328	1,850
公表 1 件当たりの平均報道量	105	118	265	89	123

(注 1) 新聞の 1 段は約 70 行として計算している。

(注 2) 平成 20 年度に日刊新聞報道量が多かったのは、下請代金の減額金額が多額の事件や知名度の高い事業者に対する勧告が複数あったことが要因だと考えられる。

カ まとめ

以上のことから、下請法違反事件処理及び下請法の普及・啓発の取組は、勧告事件の処理期間短縮等の課題はあるものの、下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するという目標に照らして有効であったと評価できる。

(3) 効率性

平成 22 年度に勧告及び指導を行った下請法違反事件については、そのほとんどが目標処理期間内に処理されており (97.5%)、事件処理は効率的に行われたものと評価できるものの、勧告事件の処理期間の短縮に向け更な

る取組が必要である。

(4) 反映の方向性

ア 勧告事件の処理期間の短縮に向けた取組

下請法は、独占禁止法に比較して簡易な手続を規定し、迅速かつ効果的に下請事業者の利益の保護を図るものであるにもかかわらず、平成 22 年度に勧告を行った 15 件中 12 件が目標処理期間の 6 か月以内に処理できなかったことから、処理期間の短縮に向けて以下の取組を進める必要がある。

- ① 調査部門の職員の証拠の収集・分析等の事件調査に係るノウハウの向上・蓄積等を進めるため、引き続き、担当職員に対する研修の実施やマニュアルの整備を図る。
- ② 調査部門の体制の更なる強化を図る。

イ 下請取引適正化推進講習会の改善

下請取引適正化推進講習会後のアンケート調査において、「会場までのアクセスが悪い」、「駐車場がないため不便である」、「市内の中心部で開催してほしい」などの意見が寄せられている。今後、寄せられたアンケート結果を踏まえ、会場の場所やアクセス等を考慮して会場を選定するなど、参加者の利便性の向上を図る必要がある。

(5) 総合的評価

本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要かつ有効であると評価できるが、勧告事件の処理期間の短縮のために担当職員の調査能力の向上及び調査部門の体制の更なる強化を図ること並びに下請取引適正化推進講習会の参加者の利便性の向上を図ることが課題として挙げられる。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 業種ごとの措置件数について、何らかの傾向があるのであれば、追加すべきではないか。 (意見を踏まえて修正を行った。)	田辺委員
○ 下請法違反事件の処理期間について、勧告事件及び指導事件をそれぞれ分けて評価すべきではないか。 (意見を踏まえて修正を行った。)	田辺委員

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(公正取引委員会23-⑤)

施策名	競争政策の広報・広聴活動等 競争政策の広報・広聴						
施策の概要	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて、国民からの意見・要望を広く把握する広聴活動を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。						
達成すべき目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握すること(地方有識者との懇談会開催件数91件以上、一日公正取引委員会開催件数3件以上、消費者セミナー開催件数25件以上、独占禁止法教室開催件数44件以上)を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。(平成22年度)						
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)	23,767	22,009	24,752	29,931	29,787
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	23,767	22,009	24,752	29,931	29,787
執行額(千円, c)		24,319	23,231	19,997			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		

測定指標	地方有識者との懇談会開催件数[回](注1)	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		委員等	9	8	8	9	9
		地方事務所長等	39	54	74	79	75
		合計	48	62	82	88	84
	年度ごとの目標値		-	-	97	91	91
	独占禁止懇話会の開催回数[回]	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		2	4	2	4	2	
	一日公正取引委員会開催件数[件]	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		1	1	1	1	4	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	3
	消費者セミナー開催件数[件]	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		-	-	-	-	38	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	25
	消費者セミナー参加者の内容理解度[%](注2)	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		-	-	-	-	85	
消費者セミナー参加者の満足度[%](注2)	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	-	-	-	-	71		
独占禁止法教室開催件数[件]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	23	26	39	47	82		
年度ごとの目標値		-	-	31	32	44	
独占禁止法教室参加者の内容理解度[%](注2)	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	-	-	-	-	87		
独占禁止法教室参加者の満足度[%](注2)	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	-	-	-	-	87		
報道発表件数[件]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	316	313	359	278	267		
各種広報活動を報道した新聞記事の広告費換算額[万円]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	-	-	-	92,231	45,657		

(注1)「委員等」とは、公正取引委員会の委員等と地方有識者との懇談会をいい、「地方事務所長等」とは、公正取引委員会の地方事務所長・支所長等の事務総局職員と地方有識者との懇談会をいう。

(注2)理解度については、アンケートにおいて「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合を記載。

また、満足度については、アンケートにおいて「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合を記載。

測定指標	メールマガジン登録件数〔名〕	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		—	1,551	3,153	4,088	4,508
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたパンフレット及び独占禁止法動画サイトへのアクセス件数	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		—	—	253,547	193,986	286,420
公正取引委員会ウェブサイトのトップページへのアクセス件数	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	—	—	3,351,082	2,700,101	2,453,330	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>地方有識者との懇談会については、91件の開催目標であったが、84回にとどまった。</p> <p>一日公正取引委員会については、3回の開催目標を上回る4回開催した。</p> <p>消費者セミナーについては、25回の開催目標を上回る38回開催した。</p> <p>独占禁止法教室については、44回の開催目標を上回る82回開催した。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法等の内容及び公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層等のコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るために必要かつ有効であったと評価できる。</p> <p>しかしながら、依然として、地方有識者等からは、「中小企業の中には独占禁止法の規定等を知らずに違反行為を行う者もいる。」「談合やカルテルが一般消費者にとって不利益になることを知られていない。」などの意見が出されたことから、報道発表、ウェブサイト、メールマガジンを活用して各種取組の開催を周知することによって、各種取組への参加者の拡大を図ること、また、独占禁止法違反事例等の新聞発表文について、文章をできるだけ分かりやすいものにするるとともに、違反内容を図式化して示したり、商品写真を利用するなどの広報・広聴活動に用いる資料等の改善を図ることが課題として挙げられる。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>広報活動の取組に直接参加していない国民に、競争政策に関する理解を深めてもらうためには、ウェブサイトやメールマガジンよりも、いわゆるソーシャルメディア（インターネットを利用してユーザー個人が情報を発信し、コミュニケーションを図るメディア）を活用した広報活動の方がより効率的であると考えられる。（田中委員）</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①消費者セミナー参加者の内容理解度・満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数：消費者セミナー参加者373名 調査方法：選択式、自由記載式 作成者：公正取引委員会 調査期間：平成22年5月26日～平成23年3月4日 有効回答数：373名</p> <p>②独占禁止法教室参加者の内容理解度・満足度に係るアンケート 調査対象者・人数：独占禁止法教室参加者（中学生、高校生、大学生）3,778名 調査方法：選択式 作成者：公正取引委員会 調査期間：平成22年4月26日～平成23年2月19日</p> <p>③各種広報活動を報道した新聞記事の広告費換算額調査 調査対象：公正取引委員会が報道発表等を行った広報活動に関する新聞記事422記事 調査方法：記事ごとに面積を実測し、「media-data2010年版」（メディアリサーチ社発行）の各媒体広告料金のうち「記事中」の広告料の最小単位を割り出して算出した単価を乗じて推計。 作成者：株式会社ジャパン通信社</p> <p>④独占禁止政策協力委員会議で出された主な意見について（平成22年7月14日新聞発表文）</p> <p>⑤地方有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見等について（平成22年12月10日新聞発表文）</p> <p>⑥独占禁止政策協力委員からの広報活動等に関するヒアリング 対象者・人数：平成22年度独占禁止政策協力委員106名 ヒアリング期間：平成22年12月1日～平成23年3月9日</p> <p>（注）上記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
---------------------------	--

担当部局名	官房総務課	作成責任者名	官房総務課長 菅久修一	政策評価実施時期	平成23年4月～7月
-------	-------	--------	-------------	----------	------------

1. 評価対象施策

競争政策の広報・広聴活動等
競争政策の広報・広聴

【具体的内容】

独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて国民から意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。

2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握すること（地方有識者との懇談会開催件数 91 件以上、一日公正取引委員会開催件数 3 件以上、消費者セミナー開催件数 25 件以上、独占禁止法教室開催件数 44 件以上）により、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。（平成 22 年度）

3. 評価の実施時期

平成 23 年 4 月～7 月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、競争政策の有効かつ適切な推進を図るために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

(1) 報道発表等

公正取引委員会は、独占禁止法違反事件に対する法的措置、企業結合等の事前相談に対する回答、独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガ

イドライン、実態調査報告書等の内容について、幅広く報道発表を行っており、平成22年度においては、計267回の報道発表を行った（表1）。

なお、平成22年度の報道発表回数は、平成20年度よりも約25%減少しているが、これは、平成21年9月に公正取引委員会が所管していた景品表示法が消費者庁に移管されたことにより、景品表示法に係る報道発表がなくなったこと等によるものである。

また、毎週水曜日には、事務総長定例記者会見を行っている（表2）。

このほか、平成19年度からは、報道発表及び事務総長定例記者会見の概要等を内容とするメールマガジンの配信を開始しており、平成22年度のメールマガジンの登録者数は4,508名であり、前年度と比較して約10%増加している（表3）。

また、平成9年以降、報道発表及び事務総長定例記者会見等各種の情報をウェブサイトに掲載している。平成22年度においては、公正取引委員会ウェブサイトのトップページアクセス件数が2,453,330件となり、前年度よりも約10%減少している（表4）。これは、平成21年9月に公正取引委員会が所管していた景品表示法が消費者庁に移管され、景品表示法に関する情報を掲載しなくなったこと等によると考えられる。

表1 報道発表件数

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
316回	313回	359回	278回	267回

表2 事務総長定例記者会見件数

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
42回	42回	43回	39回	38回

表3 メールマガジン登録者の推移

19年度末	20年度末	21年度末	22年度末
1,551名	3,153名	4,088名	4,508名

表4 公正取引委員会ウェブサイトのトップページアクセス件数

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
—	—	3,351,082	2,700,101	2,453,330

(2) 各種広報活動

ア 一日公正取引委員会

公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法及び下請法の普及啓発や相談対応の一層の充実を図るため、独占禁止法講演会、下請法講演会、官製談合防止法研修会、消費者セミナー、独占禁止法教室、報道機関との懇談会、相談コーナーなどを1か所の会場で集中的に開催するものであり、平成21年度までは九州事務所管内のみで実施していたが、平成22年度から全国各地で開催することとした。平成22年度においては、福島市、長野市、福井市及び宮崎市の4か所で開催した。

イ 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、対話型・参加型のイベントとして、平成22年度から開始し、全国38か所において開催した。

また、消費者セミナー参加者に対してアンケート調査を行ったところ、内容理解度については、「理解できた」が23%、「おおむね理解できた」が62%、「どちらともいえない」が12%、「やや理解できなかった」が2%、「理解できなかった」が1%となっており、満足度については、「満足」が28%、「おおむね満足」が43%、「普通」が23%、「やや不満」が3%、「不満」が1%となっている。

表5 消費者セミナー参加者の内容理解度（回答者数=373名）

理解できた	おおむね理解できた	どちらとも言えない	やや理解できなかった	理解できなかった	未回答
23%	62%	12%	2%	1%	0%

表6 消費者セミナー参加者の満足度（回答者数=373名）

満足	おおむね満足	普通	やや不満	不満	未回答
28%	43%	23%	3%	1%	1%

ウ 独占禁止法教室

競争政策に対する生徒及び学生の理解の増進を図るため、平成14年度以降、中学校・高校・大学の授業に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、競争の重要性、公正取引委員会の役割等に係る講義を内容とする独占禁止法教室を開催している。

平成22年度においては、中学校28回、高校8回及び大学46回の計82回

（1校で複数回開催する場合もある。）の独占禁止法教室を開催し、前年度と比較して74%増加している。これは、教育委員会の紹介によって高校の開催依頼が増えたこと並びに独占禁止政策協力委員を委嘱している大学教授等からの開催依頼及び紹介により大学からの開催依頼が大幅に増えたためである。

なお、独占禁止法教室参加者に対してアンケート調査を行ったところ、内容理解度については、「理解できた」が49%、「おおむね理解できた」が38%、「どちらともいえない」が9%、「やや理解できなかった」が4%、「理解できなかった」が0%となっており、満足度については「満足」が60%、「おおむね満足」が27%、「普通」が12%、「やや不満」が1%、「不満」が0%となっている。

また、中学生、高校生、大学生別の内容理解度、満足度については、表8及び9のとおりとなっている。

表7 独占禁止法教室開催件数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
中学校	17回	20回	25回	26回	28回
高校	0回	2回	6回	2回	8回
大学	6回	4回	8回	19回	46回
合計	23回	26回	39回	47回	82回

表8 独占禁止法教室参加者の内容理解度（回答者数3,778名）

	理解できた	おおむね理解できた	どちらともいえない	やや理解できなかった	理解できなかった
中学生	76%	20%	3%	0%	0%
高校生	61%	35%	5%	0%	0%
大学生	15%	59%	17%	8%	1%
全体	49%	38%	9%	4%	0%

表9 独占禁止法教室参加者の満足度（回答者数3,778名）

	満足	おおむね満足	普通	やや不満	不満
中学生	85%	13%	2%	0%	0%
高校生	79%	18%	4%	0%	0%
大学生	28%	45%	24%	2%	1%
全体	60%	27%	12%	1%	0%

(3) 各種広報資料の作成・配布

独占禁止法や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため、独占禁止法や公正取引委員会について説明するパンフレットや中学生向け副教材等の各種広報資料を作成し、講演会や懇談会、独占禁止法教室の参加者等に配布している。

また、ウェブサイト上にも各種パンフレットを掲載したり、独占禁止法等を説明する動画配信を行うことにより、インターネットにアクセス可能な国民が広くこれらを活用できるようにしている。平成22年度における各種パンフレットのダウンロード件数は238,366件、動画のアクセス件数は17,506件であった。さらに、平成22年4月からは、新たに子供向け及び一般消費者向けに競争の重要性や公正取引委員会の役割について分かりやすく説明したコンテンツを作成したが、子供向けコンテンツのアクセス件数は14,420件、一般消費者向けコンテンツのアクセス件数は16,128件であった。

表10 各種パンフレットダウンロード・動画等アクセス件数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
各種パンフレットダウンロード数	—	—	242,428	184,864	238,366
動画アクセス数	—	—	11,119	9,122	17,506
子供向けコンテンツアクセス数	—	—	—	—	14,420
一般消費者向けコンテンツアクセス数	—	—	—	—	16,128

(4) 各種広聴活動

ア 独占禁止懇話会の開催

公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、公正取引委員会の委員長及び委員が、会員である学界、産業界、中小企業団体、消費者団体等を代表する24名の有識者から直接、意見を聴取するとともに、意見交換を行う懇談会である。昭和43年以降、毎年開催しており、平成22年度は2回開催した。

なお、独占禁止懇話会は、毎年度概ね6月、10月又は11月、3月の計3回開催しているところ、平成22年度においては、年度末に開催する見込みであった会合について、会員との日程調整の結果、平成23年度（平成23年4月4日）に開催した。

表11 独占禁止懇話会開催件数

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
2回	4回	2回	4回	2回

イ 地方有識者との懇談会

地方有識者（各地の主要経済団体・消費者団体の代表者等の有識者）との懇談会及び講演会を通して、各地の事業者、消費者等に競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広い意見・要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、昭和47年度以降、全国各地において開催している。

平成22年度は、地方有識者との懇談会のうち、地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会（以下「地方有識者と委員等との懇談会」という。）を全国9都市（札幌市・青森市・千葉市・新潟市・金沢市・京都市・松江市・松山市・鹿児島市）において開催し、併せて講演会も開催した。また、地方有識者との懇談会のうち、地方有識者と公正取引委員会の地方事務所長・支所長等の事務総局職員との懇談会（以下「地方有識者と地方事務所長等との懇談会」という。）を75回開催した。

地方有識者と地方事務所長等との懇談会の開催数は、平成21年度よりも減少したが、これは、平成22年度は、会場の確保、出席者との連絡等の事務について協力を得ている各地の商工会議所において、3年に1度の全国一斉役員改選期と重なったため、商工会議所との日程調整が難しかったこと、また、東日本大震災の影響により、予定していた懇談会が次年度以降に延期になったことなどが原因である。

表12 地方有識者と委員等との懇談会開催件数

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
9回	8回	8回	9回	9回

表13 地方有識者と地方事務所長等との懇談会開催件数

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
39回	54回	74回	79回	75回

ウ 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域経済社会の実情に即した政策運営に資するため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設置し、公正取引委員会に対する独占禁止法の運用や競争政策の運営等に係る意

見・要望の聴取等を行い、施策の実施の参考としている。平成22年度においては、各地域の有識者150名に委員を委嘱し、独占禁止政策協力委員会を全国9都市で開催した。

また、平成21年9月に行った行政事業レビューにおいて独占禁止政策協力委員会を廃止することとなったため、平成22年度においては、今後の独占禁止政策協力委員制度の在り方等について106名の委員から意見聴取を行った。

6. 評価

(1) 必要性

ア 報道発表等

報道発表は、独占禁止法等の違反事件処理や各種実態調査など公正取引委員会の個別の活動について、その背景や経緯、重要性を含めた内容を、より多くの国民に適時に周知するものである。また、ウェブサイトによる情報発信は、情報通信社会における広報活動において、欠かすことのできない役割を果たすものであり、国民がインターネットを通じてより簡易に独占禁止法や公正取引委員会の活動等に関する各種の情報を入手できるようにするものである。報道発表及びウェブサイトによる情報発信とも、公正取引委員会の法運用の透明性を確保し、競争政策に対する国民的理解の増進を図ることになることから、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要である。

イ 各種広報活動

一日公正取引委員会は、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、独占禁止法及び下請法の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るためのものであり、このような機会を通じて競争政策に対する国民的理解の増進や独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るといった効果が期待できる。

消費者セミナーは、一般消費者の競争政策に対する理解の増進を図ることにより、①自衛効果（違反被疑行為を見つけて公正取引委員会に措置を求める、談合など税金の無駄遣いを監視する）、②牽制効果（消費行動を通じて企業の違反行為を抑止する）、③予防効果（消費者が民間企業の従業員や株主でもある場合に違反行為の実行を差し控えさせる）といった効果が期待できる。

独占禁止法教室は、消費者であり、かつ将来、経済活動に参加する生徒や学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割について理解を深めてもらうことにより、自衛効果、牽制効果及び予防効果が期待できる。また、独占禁止

法教室については、要望を踏まえて実施しているところ、平成14年度に独占禁止法教室を開催して以降、毎年、開催回数が増加しており、平成22年度においては高校生及び大学生の開催回数が大幅に増加していることから、独占禁止法教室のニーズは高いものと評価できる。

これらの取組は、いずれも、公正取引委員会の法運用の透明性を確保し、競争政策に対する国民的理解の増進を図ることになることから、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要である。

ウ 各種広報資料の作成・配布

独占禁止法や公正取引委員会についての意義、基本的な枠組みについて国民的理解を得るためには、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の概要等について分かりやすく解説する各種広報資料が必要である。このような分かりやすい広報資料を通じた広報活動は、公正取引委員会の活動を国民により一層効果的に理解してもらい、また、国民から競争政策に対する的確な意見・要望が提案されるために重要な意味を持つものである。

エ 各種広聴活動

競争政策に対する国民的理解の増進のためには、各界の代表者や全国の様々な地域の事業者、消費者、有識者等に対して継続的に公正取引委員会の取組に関する情報を提供し、定期的に幅広い意見や要望を聴取していくことにより、我が国経済の経済社会の実情に即した政策を実施していくことが重要である。そのためには、広く各界の有識者と意見交換を行うとともに、幅広い地域に公正取引委員会職員が出向いて地方有識者との間で懇談会を開催し、地域の実情に即した意見や要望を聴取すること、地方有識者を独占禁止政策協力委員として委嘱し、公正取引委員会の活動への理解と提言等を随時要請する必要がある。

(2) 有効性

ア 報道発表等

公正取引委員会の活動が、報道発表を通じて新聞で広く報道されれば、国民の独占禁止法等に関する理解が増進すると考えられることから、日刊新聞の報道量を指標とすることによって報道発表の有効性を評価することができると考えられる。

独占禁止法等の違反事件処理や各種経済実態調査など公正取引委員会の個別の活動に関する新聞記事のうち、平成22年度において公正取引委員会が把握したものについて、株式会社ジャパン通信社に委託し、広告費換算の推計を行った(記事ごとに面積を実測し、「media-data2010年版」(メディア

リサーチ社発行)の各媒体広告料金のうち「記事中」の広告料の最小単位を割り出して算出した単価を乗じて推計)。

当該推計によれば、平成22年度に報道された新聞記事422件の広告費換算推計値は約4億5657万円であった。これは、平成22年度における公正取引委員会の競争政策の広報・広聴に係る予算総額約2475万円の約18倍に当たる金額である。平成22年度においては、国民生活に密着に関連する分野に係るカルテル・入札談合事件が国民の関心を集めたことのほか、報道発表を行う際に記者会見を積極的に開催(平成22年度:43回)したり、事務総長定例会見の機会を利用するなどしてマス・メディアに対して積極的に情報提供した結果、日刊新聞における多数の報道につながったものと考えられる。よって、報道発表等は、競争政策に対する国民的理解の増進を図り、もって、競争政策の有効かつ適切な推進を図る上で有効であったと評価できる。

イ 各種広報活動

平成22年度における一日公正取引委員会の開催目標は3回、消費者セミナーの開催目標は25回であったところ、一日公正取引委員会については4回開催し、消費者セミナーに至っては開催目標を大幅に上回る38回開催し、それぞれ目標を達成した。

また、一日公正取引委員会の延べ参加者数は877名、消費者セミナーの延べ参加者は791名に上った。消費者セミナーにおいては、参加者に対して、消費者セミナーの理解度及び満足度についてアンケート調査を行ったところ、理解度については、85%の参加者が「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答しており、満足度については、71%の参加者が「満足」又は「おおむね満足」と回答しており、参加者の理解度及び満足度ともに高いレベルにあることが確認できる。また、消費者セミナー参加者からは、「公正取引委員会の活動内容をもっと消費者に知らせてほしい。」、「内容が分かりやすく、消費者ももっと知っておくと良い内容だと思った。」、「消費者の違反摘発の声は、多くなってきていると思うが、もっと、企業に目を向け勉強していきたい。」などの意見が出され、一般消費者の競争政策への理解が深まり、独占禁止法違反被疑行為に対する監視に目が向くようになるという期待した効果が得られている。

このほか、長野市において開催した一日公正取引委員会については、地元テレビ局によって、その模様や公正取引委員会の活動を紹介した15分番組が制作され、長野県内において放映されたことから、公正取引委員会の取組について、より幅広く紹介することができた。

独占禁止法教室については、平成22年度の開催目標は44回であったが、

目標を大幅に上回る82回開催し、目標を達成した。

独占禁止法教室においても、参加した生徒・学生に対して理解度及び満足度についてのアンケート調査を行ったところ、理解度については、中学生は96%の生徒が、高校生は96%の生徒が、大学生は74%の学生が「理解できた」又は「やや理解できた」と回答し、満足度については、中学生は98%の生徒が、高校生は97%の生徒が、大学生は73%の学生が「満足」又は「やや満足」と回答しており、参加した生徒・学生の理解度及び満足度ともに高いレベルにあることが確認できる。

これらの取組に対し、地方有識者からは、「一日公正取引委員会や独占禁止法教室、消費者セミナーなどは良い取組である。」、「一般消費者に対する広報活動を行うことにより、国民に知識を普及させ、国民による独占禁止法違反行為に対する監視の目を強化することが大切である。」との意見が出されている。

これらのことから、一日公正取引委員会、消費者セミナー及び独占禁止法教室は、競争の重要性や公正取引委員会の活動状況等に対する一般消費者、学生及び生徒の理解の増進を図ることになることから、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために有効であると評価できる。

ウ 各種広報資料の作成・配布

各種広報資料のうち、各種パンフレットについては、平成22年度においては、地方有識者との懇談会、講演会、説明会等の独占禁止法等の内容を説明する機会に事業者等に配布している。また、公正取引委員会ウェブサイトの各種パンフレットのダウンロード件数は238,366件、動画のアクセス件数は17,506件であり、広く国民に利用されていると考えられ、競争政策に対する国民的理解の増進に向けて一定の有効性があったと考えられる。

さらに、平成21年度に独占禁止政策協力委員から公正取引委員会の広報活動について意見聴取を行った結果、「独占禁止法は、国民全体の暮らしに関係するものであり、消費者に対しても積極的にPRしてほしい。」といった意見を受けたため、平成22年4月に、子供及び一般消費者向けコンテンツを新たに作成し、ウェブサイト上に公開したところ、平成22年度における子供向けコンテンツのアクセス数は14,420件、一般消費者向けコンテンツのアクセス数は16,128件に上った。また、独占禁止政策協力委員からも「公正取引委員会のウェブサイト上に消費者向けコンテンツが充実してきたのは、非常に良いことである。」との意見が出されており、子供及び一般消費者向けコンテンツの作成・公開は、消費者等に対する独占禁止法のPRとしては有効な手段であったと評価で

きる。

エ 各種広聴活動

独占禁止懇話会においては、独占禁止懇話会の会員である各界の有識者から意見を聴取した結果、「国民生活に密接な関連を有する分野における独占禁止法違反事件について積極的に取り組んでもらいたい」、「企業結合事例集の公表は実務家や事業者が公正取引委員会の考え方を知らるために有用である。」、「実態調査はフォローアップ調査を行うことが重要である。」等の意見が出され、今後の公正取引委員会の運営の参考とすることができ、さらに、公正取引委員会から当該有識者に対して、独占禁止法違反事件の処理状況、企業における独占禁止法に関するコンプライアンスの取組状況等について説明を行うことによって、公正取引委員会の取組に対する理解を増進することができた。この結果、各界を代表する有識者と公正取引委員会との間で、競争政策に関する相互理解を深めることができた。

地方有識者との懇談会の開催数は、前年度より減少して84回（公正取引委員会の委員と地方有識者との懇談会が75回、地方有識者と地方事務所長等との懇談会が9回）となり、開催目標を達成できなかった。しかし、地方有識者との懇談会においては、公正取引委員会から、競争政策に係る最近の主要な話題等を説明するほか、地方有識者からは、公正取引委員会に対する意見・要望が数多く出されており、出席者の間で活発な意見交換が行われ、地方の有識者と公正取引委員会との間で、競争政策に関する相互理解を深めることができた。

また、独占禁止政策協力委員からの意見・要望の聴取については、平成22年度の開催目標としていた9都市において独占禁止政策協力委員会議を開催したほか、当初予定していなかった個別の意見聴取を106名の独占禁止政策協力委員を対象に実施した。

地方有識者や独占禁止政策協力委員から出された広報・広聴活動関係の意見・要望については、以下の表14のとおり、各種取組に反映したほか、独占禁止法関係、下請法関係、企業結合関係等の意見・要望については、随時、各種取組に反映するなど、公正取引委員会の競争政策の運営に重要な役割を果たしているところである。

このように、独占禁止懇話会、地方有識者との懇談会及び独占禁止政策協力委員制度を通じて、競争政策に対する有識者の理解の増進を図ることができたと考えられる。

表14 地方有識者及び独占禁止政策協力委員から出された広報・広聴関係の意見・要望の施策への反映状況

意見・要望	反映状況
<p>独占禁止法は、国民全体の暮らしに関係するものであり、消費者に対しても積極的にPRしてほしい。</p>	<p>平成22年度から、一日公正取引委員会を全国4か所において消費者セミナーを全国38か所において開催したほか、子供及び一般消費者向けコンテンツを作成。</p>
<p>建設業界や測量業界、取引慣行が十分改善されていないと思われる業界などの業界代表者との懇談会を設けてほしい。</p>	<p>地方の各種業界の代表者等を対象とした地方有識者との懇談会を開催した。</p>
<p>地方へのアプローチとして、公正取引委員会の最近の動向について、各地方新聞社との懇談の機会を設けてほしい。</p>	<p>地方の報道機関を対象とした懇談会を開催した。</p>

(3) 効率性

公正取引委員会が行った各種広報活動を報道した新聞記事の広告費換算額は、約4億5647万円だった(表15)。この金額は、平成22年度における公正取引委員会の競争政策の広報・広聴に係る予算額である約2475万円の約18倍であることから、公正取引委員会が行った広報活動は、その予算額に比較してより多くの効果を上げたと評価できる。

表15 各種広報活動を報道した新聞記事の広告費換算額

	件数 (件)	広告費換算 (合計, 万円)	広告費換算 (平均, 万円)
①独占禁止法関係（違反事件関係（排除措置命令, 警告, 告発, 審判開始決定, 審決等））	173	19,645	114
②独占禁止法関係（その他（法改正, 運用状況等））	28	5,017	179
③独占禁止法関係（企業結合関係（法改正, 企業結合事例））	37	8,875	240
④下請法関係（違反事件関係（勧告））	76	4,326	57
⑤下請法関係（その他（中小企業対策, 運用状況, 講習会等））	11	458	42
⑥国際関係（会合, 研修等）	3	77	26
⑦懇談会, 研究会関係（地方有識者との懇談会, 独占禁止政策協力委員会議）	32	1,238	39
⑧懇談会, 研究会関係（その他）	4	509	127
⑨実態調査報告書	3	146	49
⑩一日公正取引委員会, 消費者セミナー, 独占禁止法教室	19	1,073	56
⑪事務総長定例記者会見	32	3,302	103
⑫その他（上記①ないし⑪以外の公正取引委員会関係）	4	991	248
合計	422	45,657	108

(4) 反映の方向性

前記(1)～(3)のとおり、本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要かつ有効であったと評価できる。

しかし、依然として、地方有識者や独占禁止政策協力委員からは、「中小企業の中には、独占禁止法の規定等を知らずに違反行為を行う者もいるのではないかと思われ、公正取引委員会の広報活動が重要であると考えている。」「一般消費者は、談合やカルテルが一般消費者の不利益になることを知らないため、これらの行為が国民生活にどのようなにかかわっているのかを分かりやすく伝えていく必要がある。」「中小企業にとって、独占禁止法や下請法が有益であることを理解していないところが多いと思うので、中

小企業が泣き寝入りすることのないようにするため、広報活動のより一層の透明化、具体的な違反事例の公表などをお願いしたい。」「公表資料については、文章を分かりやすくすることに加え、イラスト、表、グラフ等を入れてビジュアル的にすべきである。」などの意見も出されていることから、報道発表、ウェブサイト、メールマガジンを活用して各種取組の開催を周知することによって、各種取組への参加者の拡大を図り、また、独占禁止法違反事例等の新聞発表文を分かりやすくするよう、文章をできるだけ分かりやすいものにするるとともに、違反内容を図式化して示したり、商品写真を利用するなどして、広報・広聴活動に用いる資料等の改善を図ることが必要である。

(5) 総合的評価

本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要かつ有効であると評価できるが、各種取組への参加者数の増大を図ること、より分かりやすい新聞発表文を作成すること等が課題として挙げられる。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 広報活動の取組に直接参加していない国民に、競争政策に関する理解を深めてもらうためには、ウェブサイトやメールマガジンよりも、いわゆるソーシャルメディア（インターネットを利用してユーザー個人が情報を発信し、コミュニケーションを図るメディア）を活用した広報活動の方がより効率的であると考えられる。	田中委員
---	------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(公正取引委員会23-⑥)

施策名	競争政策の広報・広聴等 海外の競争当局等との連携の推進						
施策の概要	二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。						
達成すべき目標	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援(技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答:80%以上)を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する(公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数:前年度と同水準又はそれ以上)ことによって、海外の競争当局等との連携を推進する。(平成22年度)						
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)	116,442	51,996	67,146	50,327	50,898
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	116,442	51,966	67,146	50,327	50,898
執行額(千円, c)		112,521	51,200	64,433			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	平成21年独占禁止法改正法案に対する衆・参経産産業委員会附帯決議		平成21年6月2日		企業の経済活動のグローバル化を踏まえ、競争政策や競争法の国際調和を図るとともに、各国の競争当局間の協力を一層進め、外国企業に係る企業結合や国際カルテル等に対する規制の実効性を高めること。		

測定指標	海外の競争当局との二国間協議の開催回数〔回〕	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		4	4	7	3	3
	ICN(国際競争ネットワーク)(注1)関連会合への出席回数〔回〕	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		2	3	5	2	5
	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(注2)の実施回数〔回〕	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		1	2	2	2	6
	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修において、当該研修が有効であったと回答した研修生の割合〔%〕(注3)	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		-	100	93	88	97
年度ごとの目標値		-	80	80	80	80
海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数〔回〕	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	4	6	4	2	7	
公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数〔件〕	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	39	43	69	33	16	
年度ごとの目標値		対前年度同水準かそれ以上				
公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数のうち、独占禁止法に基づく法的措置案件及び企業結合案件に係るプレスリリースの掲載件数〔回〕	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	9	13	33	15	12	
公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセス数	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	-	-	59,040	54,913	51,077	
公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースページへのアクセス数	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	-	-	6,862	7,028	8,590	

(注1)ICNとは、競争法執行における手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成23年4月現在、100か国・地域から114の競争当局が参加している。

(注2)公正取引委員会は、JICAの協力の下、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入または強化に資することを目的として、途上国等の競争当局等の職員に対する技術研修を平成6年度から開催している。

(注3)「研修プログラムの適切性について」、「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価について」及び「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」の各項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と回答した参加者の割合(平成19年度については、「研修プログラムの適切性について」の項目に対し「5」又は「4」と回答した参加者の割合。)

	<p>目標の達成状況</p>	<p>途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の参加者に対するアンケートにおいて、当該研修が有効であったとの回答が目標値の80%を超えており、目標を達成した。</p> <p>公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数については、平成21年度までと同水準又はそれ以上とする施策の目標を達成できていない。これは、景品表示法の消費者庁移管に伴い、景品表示法関連のプレスリリースがなくなったこと、海外に対する我が国独占禁止政策の紹介・普及の観点から重要度が高い独占禁止法に基づく法的措置及び企業結合審査を中心にプレスリリースしたことから、これらプレスリリースの数自体が減少したこと等によるものであると考えられる。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、海外の競争当局との協議の開催、ICN 関連会合等の多国間における検討への参加、途上国等に対する技術研修の実施及び海外に対する我が国の競争政策の周知といった取組は、海外競争当局との協力・連携を強化するとともに、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するために必要かつ有効であったと評価できるが、以下の課題が挙げられる。</p> <p>東アジアを中心とする途上国等においては、競争法・競争政策への理解がまだ十分な段階に達しているとはいえ、競争当局の執行力も十分ではない。このため、競争法・競争分野に係る技術支援要請に対応する必要があることから、研修生からのアンケート結果等を参考に、引き続き、研修期間の延長、研修資料の充実等を行って、ニーズに合致した内容の研修を提供できるよう、研修内容の充実を図っていく必要がある。</p> <p>また、英文プレスリリースの充実に関しては、日本語のプレスリリースを英訳して、掲載件数を増加させる必要がある。また、公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス件数が減少していることへの対策として、海外の事業者等における同英文ページの認知度を更に高めるために、当委員会ウェブサイトの英文ページと相互にリンクを掲載する海外の競争当局のウェブサイトの数を増やすなどの取組を行う必要がある。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・海外に対する我が国競争政策の周知状況について、海外の法曹資格者のほか、民間企業の関係者等に対しても周知しているのであれば、その状況が分かるように記載すべき。(小西委員) (意見を踏まえて修正を行った。)</p> <p>・海外の競争当局等との連携の結果、具体的にどのような効果が得られるのか。(田中委員) (海外の競争当局と協力して独占禁止法違反事案及び企業結合事案を審査する場合等に効果が得られることとなる旨を回答した。)</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答に係るアンケート</p> <p>①ベトナム競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>(1)第1回ベトナム競争政策研修(平成21年3月16日～25日)終了時に実施したアンケート 調査対象者・人数:本研修参加者5名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:独立行政法人国際協力機構(JICA) 調査日:平成21年3月25日 有効回答数:5</p> <p>(2)第4回ベトナム競争政策研修(平成22年11月24日～12月10日)終了時に実施したアンケート 調査対象者・人数:本研修参加者5名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成22年12月10日 有効回答数:5</p> <p>②インドネシア競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>(1)第6回インドネシア競争政策研修(平成22年5月17日～6月3日)終了時に実施したアンケート 調査対象者・人数:本研修参加者11名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成22年6月3日 有効回答数:11</p> <p>(2)第8回インドネシア競争政策研修(平成23年2月21日～3月10日) 調査対象者・人数:本研修参加者11名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成23年3月10日 有効回答数:11</p> <p>③途上国競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>(1)第13回途上国競争政策研修(平成19年8月23日～9月20日) 調査対象者・人数:本研修参加者15名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成19年9月20日 有効回答数:15</p> <p>(2)第14回途上国競争政策研修(平成20年8月20日～9月19日) 調査対象者・人数:本研修参加者13名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成20年9月19日 有効回答数:13</p> <p>(3)第15回途上国競争政策研修(平成21年8月18日～9月18日) 調査対象者・人数:本研修参加者10名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成21年9月18日 有効回答数:10</p> <p>(4)第16回途上国競争政策研修(平成22年8月17日～9月17日) 調査対象者・人数:本研修参加者9名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成22年9月17日 有効回答数:7</p> <p>(注)上記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	--

担当部局名	官房国際課	作成責任者名	官房国際課長 杉山幸成	政策評価実施時期	平成23年4～7月
-------	-------	--------	-------------	----------	-----------

1. 評価対象施策

競争政策の広報・広聴等
海外の競争当局等との連携の推進

【具体的内容】

二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。

2. 施策の目標

二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援（技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答：80%以上）を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する（公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数：前年度と同水準又はそれ以上）ことによって、海外の競争当局等との連携を推進する。（平成22年度）

3. 評価の実施時期

平成23年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、海外競争当局等との連携を推進するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、海外競争当局等との連携を推進するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

①二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催状況、②多国間における検討への参加状況、③発展途上国・移行経済国（以下「途上国等」という。）に対する技術研修の実施状況、④海外に対する我が国競争政策の周知の状況は次のとおりである。

(1) 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催

公正取引委員会は、海外の競争当局との協力体制を強化するため、平成11年10月に米国と、平成15年7月にEUと、平成17年9月にカナダとの間で、それぞれ二国間での独占禁止協力協定を締結している。

公正取引委員会では、これらの協定に基づき、各国の競争当局との間で必要に応じ情報交換・意見交換を行うことにより、二国間の連携・協力関係の強化に努めている。

平成22年度における競争当局間協議の開催回数は、3回となっており、前年度までと比較しておおむね同水準を維持している。

表1 競争当局間協議の開催回数

年度	競争当局間協議の開催回数					
	対米国	対EU	対カナダ	対韓国	その他	計
平成18年度	1	0	0	2	1	4回
平成19年度	1	1	0	2	0	4回
平成20年度	1	1	1	2	2	7回
平成21年度	1	1	0	1	0	3回
平成22年度	0	0	0	2	1	3回

(注)「対韓国」には、地方事務所間意見交換の開催回数を含む。

(2) 多国間における検討への参加状況

公正取引委員会は、多国間の枠組みにおける国際協力促進のための取組に対して積極的に参加・貢献している。多国間の枠組みにおける国際協力促進のための取組の中でも、ICN（国際競争ネットワーク）は、競争法執行の国際的収れんを目的として平成13年10月に発足した、各国・地域の競争当局から成るネットワークであり、平成23年4月現在、100か国・地域から114当局が参加している。公正取引委員会は、ICN発足以来、主要当局により構成されるICN運営委員会のメンバーであり、平成19年6月からは、竹島一彦委員長がICNの副議長（唱導及び実施担当）に就任している。

ICNには、カルテル、単独行為、企業結合、競争唱導等の作業部会がある。各作業部会では、電話会議やワークショップの開催等の活動が行われている。また、ICNは、主に4月から6月の間に年次総会を開催しており、ここで、各作業部会の1年間の活動が報告されるとともに、作業部会ごとにテーマを定めて講演及び討議が行われ、その上で、各作業部会の次の1年間の作業計画が承認される。

公正取引委員会は、年次総会及びワークショップにパネリストとし

て参加するなど、ICNの活動に積極的に参加している（以下、年次総会及び各作業部会において開催される各ワークショップを「ICN関連会合」という。）。

ICN関連会合としては、現在、年次総会、カルテルワークショップ、企業結合ワークショップ、単独行為ワークショップ及び競争当局の有効性に関するハイレベル・ワークショップがある。このうち、単独行為ワークショップ及び競争当局の有効性に関するワークショップは平成21年度から開催されるようになったものである。

平成22年度についてみると、公正取引委員会は、ICN関連会合へ5回出席しており、前年度までと比較しておおむね同水準又はそれ以上の回数を維持している。

また、平成22年度に開催された第7回ICNカルテルワークショップについては、日本での開催を積極的に誘致した結果、平成22年10月5日から同月7日の間、横浜市において、約50か国から総勢約150名が参加して、「競争当局のリソースを有効活用したカルテルの効率的な探知、審査及び制裁」をテーマとして開催された。第7回ICNカルテルワークショップは、当委員会が積極的に技術支援を行っているインドネシア、ベトナム、フィリピン等のアジア諸国から地理的に近い日本で開催されたことで、これらアジア諸国の当局の参加を容易にした。また、リソース（人員・予算）を有効活用した効率的な審査というテーマは、これらの設立からまだ日が浅く、十分なリソースを確保しているとは言い難い当局にとっては、以前から重要なテーマとなっているため、このテーマの下の議論は、これらの当局にとって有意義なものとなった。公正取引委員会としても、5名がワークショップの各セッションにおいてモデレーター（司会進行役）やスピーカー（発表者）として貢献した。

評価対象期間におけるICN関連会合への出席回数は、表2のとおりである。

表2 ICN関連会合への出席回数

年度	開催回数	出席回数	スピーカー等としての参加状況
平成18年度	2回	2回	第5回年次総会, 第3回ICNカルテルワークショップ, にスピーカー等として参加。
平成19年度	4回	3回	第6回年次総会, 第4回ICNカルテルワークショップ, 第5回企業結合ワークショップ にスピーカー等として参加。
平成20年度	5回	5回	第7回年次総会, 第5回ICNカルテルワークショップ, 第6回企業結合ワークショップ, 第1回単独行為ワークショップ, 第1回競争当局の有効性に関するハイレベル・ワークショップ にスピーカー等として参加。
平成21年度	2回	2回	第8回年次総会, 第6回ICNカルテルワークショップ にスピーカー等として参加。
平成22年度	5回	5回	第9回年次総会, 第7回ICNカルテルワークショップ, 第7回企業結合ワークショップ, 第2回単独行為ワークショップ, 第2回競争当局の有効性に関するハイレベル・ワークショップ にスピーカー等として参加。

(注)「スピーカー等」とは、ICN関連会合での各セッションにおけるモデレーターやスピーカーをいう。

(3) 途上国等に対する技術研修の実施

我が国と東アジア諸国との経済関係はますます活発化している状況にあり、公正取引委員会としても、東アジア地域における競争環境の重要性にかんがみて、当該地域各国に対し、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）等のスキームを通じ、競争法の整備・執行に関する技術協力を積極的に行っている。

ア ベトナム競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修
(ベトナム競争政策研修)

ベトナムでは、平成17年7月に競争法が施行されたところ、公正取引委員会は、JICAの協力の下、ベトナム競争当局の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、ベトナムにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、ベトナム競争政策研修を平成20年度から開催している。

イ インドネシア競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修
(インドネシア競争政策研修)

公正取引委員会は、JICAの協力の下、インドネシアの競争当局であるインドネシア事業競争監視委員会の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、インドネシアにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、インドネシア競争政策研修を平成15年度から開催している。

ウ 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(途上国競争政策研修)

途上国等では、近年、競争法を導入又は強化しようとする動きが活発化している。これを受けて、公正取引委員会は、JICAの協力の下、途上国等の競争当局等の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入又は強化に資することを目的として、途上国競争政策研修を平成6年度から開催している。

表3 各研修の実施状況

年度	実施状況
平成18年度	第4回インドネシア競争政策研修（平成19年2月26日～3月14日，10名）
平成19年度	第13回途上国競争政策研修（8月23日～9月20日，15名） 第5回インドネシア競争政策研修（平成20年3月3日～21日，6名）
平成20年度	第14回途上国競争政策研修（8月20日～9月19日，13名） 第1回ベトナム競争政策研修（平成21年3月16日～25日，5名）
平成21年度	第15回途上国競争政策研修（8月18日～9月18日，10名） 第2回ベトナム競争政策研修（9月29日～10月9日，5名）
平成22年度	第3回ベトナム競争政策研修（4月7日～27日，5名） 第6回インドネシア競争政策研修（5月17日～6月3日，11名） 第7回インドネシア競争政策研修（8月2日～6日，10名） 第16回途上国競争政策研修（8月17日～9月17日，9名） 第4回ベトナム競争政策研修（11月24日～12月10日，5名） 第8回インドネシア競争政策研修（平成23年2月21日～3月10日，11名）

（注）各研修について，括弧内に研修期間及び研修参加人数を記載。

エ 技術研修参加者へのアンケート

上記アないしウの技術研修終了時に，研修参加者に対してアンケートを実施している。当該アンケートの「研修プログラムの適切性について」，「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価について」及び「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」の各項目について，最高評価を5とした5段階評価であれば「5」又は「4」，最高評価を4とした4段階評価であれば「4」又は「3」と評価した回答数の割合（平成19年度に実施した途上国競争政策研修については，「研修プログラムの適切性について」のアンケート項目に対し「5」又は「4」とした回答数の割合）は以下のとおりである。

表4 各技術研修終了時に実施したアンケート結果

	ベトナム競争政策研修	インドネシア競争政策研修	途上国競争政策研修
平成18年度	-	-	-
平成19年度	-	-	100%
平成20年度	-	-	93%
平成21年度	87%	-	90%
平成22年度	100%	92%	100%

（注）「-」は，アンケートを実施していないことを示す。

また、前記アンケートにおいては、参加者から「現場で様々な事件に取り組んでいる人と直に会話し、個々の経験について話せた。」点や「組織内の研修を担当する立場として、本研修で得られたことは非常に多く、また組織に応用できるものも多くあった。」点を評価する意見（平成22年度途上国研修）が寄せられている一方で、「研修の内容は充実していたが、研修期間をもっと長くしてもらいたかった。」（平成22年度インドネシア研修）といった研修の改善を求める意見も寄せられている。

(4) 海外に対する我が国競争政策の周知状況

近年の規制改革や構造改革の進展などにより、我が国における競争政策の重要性に対する認識もかなり改善されてきたところであるが、依然として諸外国では我が国の競争政策や公正取引委員会の活動に対する認識が不十分であることから、新たな競争政策の展開を含め、公正取引委員会の活動について、諸外国に対する積極的な情報発信が必要である。このため、公正取引委員会は、海外の法曹協会が主催し、当該協会の会員である法曹資格者のほか、企業の法務担当者等多数出席するセミナー等へ講師を派遣するほか、英文ホームページを充実させることによって、広く海外の事業者等に対しても我が国の競争政策を周知している。

ア 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣

公正取引委員会は、当委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の進展状況や公正取引委員会の活動状況等を広く諸外国に発信するため、国際法曹協会（I B A）等競争当局以外の組織・団体が主催するセミナー等へ積極的に講師を派遣している。

平成22年度においては、これまで、講師を派遣した実績のない英国王立国際問題研究所（チャタムハウス）等からの講師派遣要請に応じて講師を派遣するなど、積極的に講師派遣を行ったため、講師派遣回数が過去最高となった。

表5 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数

年度	回数	派遣先
平成 18 年度	4 回	I B A グローバルフォーラム, アジア開発銀行主催ワークショップ等
平成 19 年度	6 回	A B A (米国法曹協会) 春季会合, I B A (国際法曹協会) 年次会合等
平成 20 年度	4 回	A B A 春季会合, I B A アジア・パシフィック地域フォーラム等
平成 21 年度	2 回	第 7 回国際産業組織論学会 (I I O C) 及びアジア開発銀行主催競争政策カンファレンス
平成 22 年度	7 回	チャタムハウス主催カンファレンス, A B A 秋季会合等

イ 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実

(7) 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載

公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数は、次のとおりである。

平成22年度についてみると、前年度までの掲載件数に比較して減少している。これは、平成21年9月に公正取引委員会が所管していた景品表示法が消費者庁に移管され、景品表示法関連のプレスリリースがなくなったこと、日本語での独占禁止法関係のプレスリリースが減少していること等によるものと考えられる。

なお、平成21年度の掲載件数が前年度比45%程度となっているが、これは、平成20年度においては、独占禁止法に基づく法的措置を採った案件について、法的措置を採った時点でのプレスリリースに加え、審判開始決定を行った時点でのプレスリリースについても英訳して公正取引委員会ウェブサイトの英文ページに掲載していたところ、平成21年度は、同英文ページに掲載するプレスリリースは海外に対する我が国独占禁止政策の紹介・普及の観点から特に有効であるか否かという観点から選択すべきであるとの判断から、より重要度が高いと考えられる独占禁止法に基づく法的措置に関するプレスリリース及び企業結合審査に関するプレスリリースを中心として英訳し、掲載することとしたためである。

表6 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数

年度	独禁法関係	企業結合関係	その他	合計
平成18年度	5	4	30	39
平成19年度	11	2	30	43
平成20年度	31	2	36	69
平成21年度	14	1	18	33
平成22年度	10	2	4	16

(注)「独禁法関係」とは、公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」中「独占禁止法（違反事件関係）」(<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/kankoku.html>)及び「独占禁止法（その他）」(<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/dksonota.html>)に掲載されているプレスリリースのうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ページに掲載しているものをいう。「企業結合関係」とは、公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」中「企業結合関係」(<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/ma.html>)に掲載されているプレスリリースのうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ホームページに掲載しているものをいう。「その他」とは、公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」に掲載されているプレスリリース(<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/houindex.html>)のうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ページに掲載しているものであって、「独禁法関係」及び「企業結合関係」以外のものをいう。

(イ) 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス

公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの中でもプレスリリースページは、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するための主要なページである。

公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの中のトップページ（以下「英文トップページ」という。）及びプレスリリースページ（以下「英文プレスリリースページ」という。）へのアクセス数は次のとおりである。

平成22年度についてみると、英文トップページへのアクセス数は前年度より減少しているものの、英文プレスリリースページへのアクセス数は前年度までよりも増加している。

表7 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス数

年度	英文トップページ		英文プレスリリースページ	
	件数	前年度比	件数	前年度比
平成20年度	59,040件	—	6,862件	—
平成21年度	54,913件	93%	7,028件	102%
平成22年度	51,077件	93%	8,590件	122%

(注) 公正取引委員会において、英文トップページ (<http://www.jftc.go.jp/e-page/>) 及び英文プレスリリースページ (<http://www.jftc.go.jp/e-page/pressreleases/>) についてアクセスログの解析を実施。

- (ウ) 海外における公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの紹介
英文トップページは、ICNのサイト (<http://www.icnblog.org/?p=1302>) においてリンク先として掲載されている。また、ICNのサイトには、ICN加盟国・地域を紹介するページがあり、加盟する国・地域の競争当局のウェブサイトが更新されると、更新された旨が紹介されることがあるが、平成23年4月に公正取引委員会ウェブサイトの英文ページを改定した際には、改定後のページが、ICNサイトにおいて取り上げられ、紹介された。

6. 評価

(1) 必要性

近年、複数国の競争法に抵触する事案、一国による競争法の執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得る事案等が増加するなどしていることから、競争当局間の相互理解の促進、人脈形成、海外における我が国の競争政策に対する認識の向上等のための取組が一層重要になっており、二国間の競争当局による協議の開催、多国間の競争当局における国際協力促進のための取組への参加、途上国等の競争当局に対する技術支援等の実施、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上等により、競争当局間の協力・連携を推進していく必要がある。

(2) 有効性

ア 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催

公正取引委員会は、米国、EU、カナダ等先進主要国の競争当局との間において、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等を定期的に行っており、平成22年度は、競争当局間協議を3回開催し、前年度までと比較しておおむね同水準を維持している。

経済のグローバル化に伴い、国境を越える反競争的行為や企業結合が増え続ける現在、世界経済に大きな影響力を有する先進主要国の競争当局と我が国の競争当局が最近の競争政策の動きや法執行活動の状況について定期的に協議を行い、協力関係の構築、相互理解の促進などを図ることは、海外の競争当局との連携を推進する上で有効であったと評価できる。

イ 多国間における検討への参加

平成22年度に開催された5回全てのICN関連会合について、公正取引委員会委員長及び職員は、パネリスト等として参加し、積極的な発言を行っており、競争当局間の連携を強化するための多国間における検討

に貢献している。

このように、ICN等多国間における検討の場において、各国が抱える問題について議論し、意識を共有していくことは、海外の競争当局等との連携を推進する上で有効であったと評価できる。

ウ 途上国等に対する技術研修の実施

平成22年度は、途上国等に対する技術研修を6回開催しており、参加者に対して実施したアンケートの結果、いずれの研修においても、当該研修が有効であったとの回答が80パーセントを超えており、施策の目標を達成している。また、前述のとおり、参加者からは「現場で様々な事件に取り組んでいる人と直に会話し、個々の経験について話せた。」点や「組織内の研修を担当する立場として、本研修で得られたことは非常に多く、また組織に応用できるものも多くあった。」点を評価する意見が寄せられている。よって、途上国等に対する技術研修は、海外の競争当局等との連携を推進する上で有効であったと評価できる。ただし、参加者から「研修の内容は充実していたが、研修期間をもっと長くしてもらいたかった。」と更なる改善を希望する意見も寄せられていることから、研修期間の延長や、研修期間の延長が難しい場合には、研修資料を充実させ、研修後に資料を読めば分かるようにする等の対応を検討する必要がある。

エ 海外に対する我が国競争政策の周知

(ア) 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣

平成22年度は、合計7件の講師派遣を行っており、過去最高の講師派遣件数となっている。講師派遣先には、チャタムハウス主催カンファレンスといったこれまで派遣実績のなかったカンファレンス等も含まれており、従来よりも派遣先が広がっている。海外の法曹協会が主催するセミナー等へ積極的に講師を派遣することは、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する上で有効であったと評価できる。

(イ) 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実

a 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載

英文プレスリリース掲載件数については、前年度までと同水準又はそれ以上とする施策の目標を達成できておらず、目標達成に向けて更なる取組が必要である。

他方、公正取引委員会ウェブサイトの英文ページが対象として

いる閲覧者は、主として海外の競争当局、弁護士、外国事業者等であるところ、閲覧者にとって、より必要性が高いプレスリリースは独占禁止法違反関係及び企業結合関係であると考えられる。

この点を踏まえて、独占禁止法関係及び企業結合関係の公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数をみると表6のとおりである。

平成22年度も、引き続き、法的措置に関するプレスリリース及び企業結合審査に関するプレスリリースを優先して英訳し、公正取引委員会ウェブサイトの英文ページに掲載したところ、掲載件数は、前年度比80%（平成21年度15件に対して平成22年度は12件となった。）となっている。

b 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス

平成22年度については、英文トップページへのアクセス数については、前年度比93%と減少している。他方、英文プレスリリースページへのアクセス数は前年度比122%と前年度の水準を上回っており、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するために一定の有効性は認められるものの、英文トップページへのアクセス数を増やすための工夫が必要であると評価できる。

(3) 効率性

複数国の競争法に抵触する事案、一国による競争法執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得る事案等が増加するなど執行活動の国際化が進展する最近の状況の下では、海外競争当局等との連携を推進することによって、これらの事案が実際に発生した際に、効率的に対応することが可能となる。

また、平成22年度においては、以下のとおり、海外の競争当局等との連携を推進するための費用の削減を図り、より効率的な取組を進めた。

ア ICN等の国際会議の開催準備に当たり、実際に公正取引委員会の職員が出張して打合せ等を行う回数を極力減らし、電話会議やメールを利用したやり取りを増やすことによって、職員の出張回数を減らした。

イ ICNの枠組みの中で実施されたベトナム競争当局向け支援プログラムを電話セミナーの方法によっても実施したことにより、公正取引委員会の職員の出張回数が減少した。

ウ 第7回ICNカルテルワークショップの日本開催を積極的に誘致し、実際に日本開催を実現した結果、公正取引委員会職員、弁護士及び学者が、海外出張等の費用をかけずにICNのカルテルワークショップに参加することができることとなったため、平成21年10月にカイロで開催さ

れた第6回 I C Nカルテルワークショップにおける公正取引委員会からの出席者が4人（ワークショップ全体としての参加者は、約60当局から約170名）であったのに対し、第7回 I C Nカルテルワークショップにおける公正取引委員会からの出席者は約70人（ワークショップ全体としての参加者は、約50当局から約150名）に上った。その結果、国内の多くの関係者が、海外当局の職員等と直接、交流を持つことにより、海外競争当局との連携を強化することができた。

(4) 反映の方向性

上記(1)、(2)及び(3)のとおり、本件取組は、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するために必要かつ有効であったと評価できるが、以下の点について改善する必要がある。

ア 東アジアを中心とする途上国等においては、競争法・競争政策への理解が徐々に進んでいるものの、まだ十分な段階に達しているとは言えず、競争当局の執行力も十分ではない。このような状況下においては、我が国に対して、引き続き、競争法・競争分野に係る技術支援要請がなされる可能性が高く、今後も応じていく必要がある。しかし、技術研修実施後にそれを評価し、いかに効果的に実施するかについて検討する必要があることから、研修生からのアンケートや研修評価会での改善意見を参考に、引き続き、研修ニーズに合致した内容の研修を提供できるよう常に研修内容の検討を行っていく必要がある。

そのため、例えば、前述のとおり、研修期間の延長を求める意見もあるところ、研修期間の延長や、研修期間の延長が難しい場合には、研修資料を充実させ、研修後に資料を読めば分かるようにする等の対応を検討し、研修の充実を図っていく必要がある。

イ 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実に関しては、海外への情報発信という観点からプレスリリースを英訳し、掲載件数を更に増加させる必要がある。

また、英文トップページへのアクセス数が、平成22年度において前年度よりも減少しているため、その対策が必要である。

英文トップページについては、平成23年4月に改定し、利用者にとってより分かりやすく、情報を得やすい仕様としたが、仮に公正取引委員会ウェブサイトの英文ページが充実していても、その存在が十分に周知され、アクセス可能性が担保されていないと、有効な施策であるとは言いがたい。例えば、過去に英文トップページへのアクセス経験が

ない者にとって、我が国における競争当局が公正取引委員会（Fair Trade Commission）であることを確認し、その英文トップページを探し出すのは必ずしも容易ではない。そのため、海外の競争当局や事業者に対する英文トップページの認知方法についても、工夫が必要である。この点、例えば、現在、英文トップページについては、米国、EU等、他の競争当局のウェブサイトとの間で相互にリンクを掲載しているが、この取組を他の競争当局のウェブサイトとの間でも進めていくなどの取組を行っていく必要がある。

なお、英文トップページは、ICNのウェブサイト上にリンクが掲載されているため、競争政策に関心のある国内及び海外の関係者等のアクセス可能性が一定程度担保されているところ、ICNのウェブサイトが平成21年12月に改定されたことによる利用者の利便性の増加に伴い、今後、ICNのウェブサイトを経由したアクセス件数が増加する可能性があると考えられる。

(5) 総合的評価

本件取組は、海外の競争当局等との連携を推進する上で必要かつ有効であると評価できるが、途上国等への技術研修の方法及び海外への情報発信の方法の改善が課題として挙げられる。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 海外に対する我が国競争政策の周知状況について、海外の法曹資格者のほか、民間企業の関係者等に対しても周知しているのであれば、その状況が分かるように記載すべき。</p> <p>（意見を踏まえて修正を行った。）</p>	<p>小西委員</p>
<p>○ 海外の競争当局等との連携を推進した結果、どのような効果が得られるのか。</p> <p>（海外の競争当局と協力して独占禁止法違反事案及び企業結合事案を審査する場合等に効果が得られることとなる旨を回答した。）</p>	<p>田中委員</p>

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(公正取引委員会23-⑦)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争的な市場環境の創出						
施策の概要	①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し、②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い、③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。						
達成すべき目標	①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上(そのために入札談合等関与行為防止法に係る研修を過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施)、②事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進(そのために競争政策の公開セミナーを過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施)、③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。						
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)	48,447	45,622	36,832	46,482	45,435
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	48,447	45,622	36,832	46,482	45,435
執行額(千円, c)		40,904	37,977	29,713			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定)		平成18年5月23日		第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項 (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること 「各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする」		
	第166回国会施政方針演説		平成19年1月26日		国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。		

測定指標	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数[回]	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		75	78	103	117	165	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	87以上
	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修における参加者の理解度[%](注1)	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		-	-	-	-	93	
	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の有益度[%](注2)	実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		-	-	-	-	91	
	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修参加後に研修の内容を職場において周知するか(注3)	実績値					
		22年度					
研修会実施		上司に報告	同僚・部下に報告	研修資料閲覧	周知予定なし	その他	
	3	18	18	54	23	4	
公開セミナーの開催回数[回]	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	3	2	6	3	3		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	3以上	
公開セミナーにおける参加者の満足度[%](注4)	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	-	-	-	-	75		
国際シンポジウムにおける参加者の満足度[%](注5)	実績値						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
	-	-	-	-	57		

(注1) 理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まったと思う」又は「多少深まったと思う」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。

(注3) 複数回答。

(注4) 満足度については、アンケートにおいて公開セミナーの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。

(注5) 満足度については、アンケートにおいて国際シンポジウムの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。

測定指標	各府省における規制の事前評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価(注6)の実施件数〔件〕	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		—	—	—	—	67
	競争評価チェックリストに関するアンケートにおいて、競争評価チェックリストを分かりやすいと回答した府省の政策評価担当者数(アンケート回答者数:15名)	実績値				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		—	—	—	—	12
規制影響分析手法等検討会議の開催回数〔回〕	実績値					
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
	—	—	—	—	2	

(注6)競争評価チェックリストを用いた競争評価とは、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法で各行政機関が行う競争評価であり、公正取引委員会では、総務省と連携して、当該競争評価チェックリストを作成した。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>入札談合等関与行為防止法に係る研修については、目標値(過去5年間の平均(78回)と同等又はそれ以上)を大幅に上回る165回実施した。</p> <p>公開セミナーについては、目標値(過去5年間の平均3.4回)と同等の3回実施した。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、競争的な市場環境を創出するために、必要かつ有効であると評価できるが、以下のとおり、それらの取組を更に充実・発展させていくことが必要である。</p> <p>入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向けの研修については、入札談合等の防止に対する関心の高い発注機関以外に対しても研修を実施することが必要であり、また、発注機関において、継続的に入札談合等の防止に取り組んでもらうために、人事異動があるたびに研修を行うなど、研修を定期的に実施することも求められる。さらに、研修の内容について、事例を充実させるなど、発注機関の職員が当事者意識を持ちやすくし、より分かりやすいものとするよう工夫するとともに、研修内容についてのニーズをより適切に把握することも必要である。このほか、発注機関の担当者の人事異動等における引継事項の中に当該研修内容を加えてもらうことや、研修を受けた機関が、将来初歩的な部分を自前で研修を実施できるように支援する等、取組を発展させるための検討も必要である。</p> <p>公開セミナーについては、より多く参加してもらえるように会場を工夫することや別室で同時中継をすることなどを検討する必要がある。また、CPRCの活動について積極的に情報発信を行い、知名度を上げ、学者等にとってCPRCの公開セミナー等で報告することのインセンティブを高めることにより、内容の充実、参加者の増加、学界の積極的貢献といった相乗効果による公正取引委員会・実務家・学界の協働の充実・強化を図っていくことが適当である。</p> <p>各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の取組の支援・促進については、各府省の政策評価担当者に対する調査結果を踏まえ、各府省がチェックリスト型競争評価をより適切に実施することができるよう、注釈・例示の追加といった措置を採るとともに、各府省が、規制の新設・改廃が競争に与える影響をより適切に評価することができるようにするための支援体制を整備する必要がある。さらに、今後は、各府省の実施した競争評価について、その内容を分析、検討、評価し、より良いものとしていくための取組につなげていくことが重要である。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	各府省が作成した競争評価チェックリストは、公表されれば、有意義な検証が出来ると考えられる。(田中委員)
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①入札談合等関与行為防止法に係る研修の聴講者に対する理解度等に係るアンケート 調査対象者・人数:12,495名 調査方法:研修聴講者に対するアンケート 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成22年4月～平成23年3月 有効回答数:8,994名</p> <p>②公開セミナーの参加者に対する満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数:203名 調査方法:当日会場でアンケート用紙を配布し、回収。 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成22年6月～平成23年1月 有効回答数:141名</p> <p>③国際シンポジウムの参加者に対する満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数:194名 調査方法:当日会場でアンケート用紙を配布し、回収。 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成23年3月 有効回答数:82名</p> <p>④各府省の政策評価担当者に対するアンケート 調査対象者・人数:各府省の政策評価担当者18名 調査方法:書面によるアンケート調査(電子メールによる授受) 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成22年12月 有効回答数:15件</p> <p>⑤各府省の政策評価担当者に対するヒアリング調査 調査対象者・人数:各府省の政策評価担当者18名 調査方法:面接によるヒアリング調査 実施者:公正取引委員会 調査期間:平成22年12月～平成23年1月 有効回答数:7件</p> <p>(注)上記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
---------------------------	--

担当部局名	経済取引局総務課 経済取引局経済調査室 経済取引局調整課	作成責任者名	経済取引局総務課長 東出 浩一 経済調査室長 堀内 悟 調整課長 笠原 宏	政策評価実施時期	平成23年4～7月
-------	------------------------------------	--------	---	----------	-----------

実績評価書資料

担当課 経済取引局総務課, 経済調査室, 調整課

1. 評価対象施策

競争政策の広報・広聴等
競争的な市場環境の創出

【具体的内容】

①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し, ②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い, ③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上（そのために入札談合等関与行為防止法に係る研修を過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施), ②事業者, 法曹等の実務家, 行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進（そのために競争政策の公開セミナーを過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施), ③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって, 発注機関, 事業者等に対して競争政策の定着を図り, もって, 競争的な市場環境を創出する。

3. 評価の実施時期

平成23年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は, 競争的な市場環境を創出するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は, 競争的な市場環境を創出するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は, 効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

公正取引委員会は、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援するため、全国の発注機関に講師を派遣するなどして、発注機関の職員を対象に、入札談合等関与行為防止法に係る研修を実施している。

平成22年度においては、当該研修の実施回数が平成21年度以前よりも大幅に増加して165回となった（表1）。

表1 入札談合等関与行為防止法に係る研修実施回数

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
63	75	78	103	117	165

表2 入札談合等関与行為防止法に係る研修の主な参加者等

公取委における 担当事務所等	実施回数	主な参加者
本局	58	防衛省、東京都、新潟県、栃木県、千葉県、長野県、埼玉県の各職員
北海道事務所	12	国土交通省北海道開発局、北海道の各職員
東北事務所	14	国土交通省東北地方整備局、宮城県、福島県の各職員
中部事務所	15	農林水産省東海農政局、名古屋市の各職員
近畿中国四国事務所	21	国土交通省近畿地方整備局、和歌山県、西日本高速道路(株)の各職員
中国支所	10	国土交通省中国地方整備局、松江市の各職員
四国支所	12	国土交通省四国地方整備局、高知県の各職員
九州事務所	19	国土交通省九州地方整備局、福岡市の各職員
沖縄公正取引室	4	沖縄県、沖縄振興開発金融公庫の各職員
合計	165	

(2) 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要論点等に関する情報発信

公正取引委員会では、競争政策研究センター（以下「CPRC」という。）を設置し、CPRCが、政策と学問、経済学と法学、我が国と海外の学識経験者をつなぐ架け橋となることを通じ、独占禁止法の執行や競争政策の企画、立案及び評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するための活動を展開している。具体的には、公正取引委員会職員、経済学者、法学者らによる共同研究を実施しているところ、一般から広く参加者を募ってセミナーを開催して共同研究の成果を発表するとともに、参加者間での討議を行うことなどによって、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進を図っている（CPRCが開催する当該セミナーを以下「公開セミナー」という。）。また、CPRCでは、国際的

な競争政策に関するトピックスやアカデミックな研究成果について、海外の競争当局担当者や学識経験者を招いて、国内の研究者、事業者、CPRCの研究者や公正取引委員会幹部を交えたパネルディスカッション等を行う国際シンポジウムを開催している。

公開セミナーは、平成17年度から平成21年度の5年間で合計17回（平均3.4回／年）開催されており（表3）、平成22年度においては3回開催されている（表4）。

なお、平成23年3月にも2回開催を予定し、いずれも参加者の募集を開始していたが、東日本大震災の影響による計画停電の実施、公共交通機関の運行状況等を勘案し、平成22年度における開催を中止し、平成23年6月に開催した。国際シンポジウムは、CPRCが発足した平成15年度以降、毎年1回開催している（表5）。

表3 公開セミナーの開催回数

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
3	3	2	6	3	3

表4 平成22年度に開催した公開セミナーのテーマ・講師等

	開催日	テーマ・講師等
1	平成22年6月11日	第20回公開セミナー 「行動経済学が示唆する競争政策に関する試論」 【講師】 依田 高典（京都大学大学院経済学研究科教授） 【コメンテーター】 小田切 宏之（CPRC 所長・成城大学社会イノベーション学部教授）
2	平成22年10月29日	第21回公開セミナー 「公共調達における『競り下げ』の効果」 【講師】 神取 道宏（東京大学大学院経済学研究科教授） 【コメンテーター】 田中 秀明（内閣府公共サービス改革推進室参事官）
3	平成23年1月21日	第22回公開セミナー（第1回CLEPカンファレンス） 【講演者】 柴田 潤子（香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授） 大橋 弘（東京大学大学院経済学研究科准教授） 明城 聡（神戸大学大学院経済学研究科准教授） 後藤 晃（公正取引委員会委員）

（注）公開セミナーの講師、コメンテーター等の肩書は開催日時点のものである。

表5 国際シンポジウムのテーマ等

年 度	開催日	テーマ
平成17年度	平成18年 1月27日	新しい競争政策の効果的な実践に向けて
平成18年度	平成19年 3月23日	M&Aと競争政策
平成19年度	平成20年 3月 7日	経済成長に果たす競争政策の役割
平成20年度	平成21年 1月23日	参入と産業活性化に果たす競争政策の役割
平成21年度	平成22年 2月19日	東アジア諸国の経済発展における競争政策の役割
平成22年度	平成23年 3月 4日	競争法と企業結合規制

- (3) 各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進
 規制の新設又は改廃を行う際には、総務省が策定した「行政評価等プログラム」（平成22年4月公表）等によって、規制の事前評価において各行政機関が競争状況の把握・分析（以下「競争評価」という。）を行い、当該評価結果を規制の事前評価書に記載することとなり、平成22年4月26日から試行的に競争評価が実施されている。公正取引委員会では、競争評価の定着及び内容向上のため、各種の支援・促進に係る取組を行っている。

ア 競争評価の定着に係る施策

競争評価の試行的実施に当たっては、「行政評価等プログラム」等により、OECD競争委員会における「競争評価に関する理事会勧告」等の国際的な流れも踏まえ、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法を採用することとされたことから、総務省と連携して競争評価チェックリストを作成した。平成22年度は、競争評価チェックリストを用いた競争評価（以下「チェックリスト型競争評価」という。）が9府省において計67件実施された。

また、各府省における競争評価の実施に資する資料として、競争評価チェックリスト活用の手引（以下「手引」という。）及びサンプル事例を作成し、サンプル事例については平成22年4月19日、手引については同年6月17日、総務省を通じて、各府省に配布した。

イ 競争評価の内容の向上に係る施策

競争評価については、平成22年4月19日付けの総務省行政評価局事務連絡において、試行的実施の状況・結果を踏まえ、平成23年度以降の適切な時期に本格的実施に移行することとされた。公正取引委員会では、競争評価を本格実施する際に、各府省がより充実した競争評価を実施す

るための方法を示すこと等を目的として、経済学や規制の事前評価の知見を有する複数の外部有識者を招いて規制影響分析手法等検討会議（以下「検討会」という。）を平成22年9月及び12月に実施した。

6. 評価

(1) 必要性

ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

入札談合は、独占禁止法が禁止するカルテル（不当な取引制限）の典型的な行為であり、入札参加者間の公正かつ自由な競争を通じて国や地方公共団体が安価で良質な公共財を調達する入札システムを否定する悪質な違反行為である。しかしながら、過去数十年にわたって、入札談合事件は後を絶たず、平成15年の入札談合等関与行為防止法施行後には、公正取引委員会が発注者による入札談合等関与行為を認定した事例も10件に上っている。このように多発している入札談合等を防止するためには、入札談合が行われにくい入札制度を整備することと、そのような入札制度を適切に運用することが不可欠である。他方、発注業務に従事する職員にとっては、予算執行等との兼ね合いや被害者意識を自覚しにくいことなどから、入札談合等の防止に積極的に取り組むインセンティブが小さいものと考えられる。したがって、発注機関の職員が入札談合等防止のための意識を高め、そのための取組を向上させるとともに、入札談合に関与することがないように、入札談合に関する経験、知見を有する公正取引委員会が発注機関の職員に対する研修を実施し、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援・促進することが必要である。

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

独占禁止法（競争法）に基づく規制は、独占の弊害という経済学上の理論をその根拠の一つとして行われており、法と経済学が極めて密接に関係している領域である。また、独占禁止法の執行及び競争政策の運営の目的は、特定の者の利害調整や被害者の救済を主眼とするものではなく、公正かつ自由な競争を維持・促進することにより、ユーザーや一般消費者全般の利益を確保するとともに、技術革新や産業の新陳代謝の促進を通じた経済の活性化及び経済成長を実現するという抽象的、一般的効果を目指すものである。したがって、独占禁止法の執行及び競争政策の運営を的確に行っていくためには、他の政策や法律に比べて、その理論的基盤を整備し、法学、経済学の新しい知見を取り込み、より緻密に

経済実態や競争状況を把握するなど、抽象的な公益を実現するための適切な枠組みを常時洗練させていく必要性が高い。このような理論的かつ実証的な裏付けに基づいた適切な法執行や競争政策の運営を実施し、かつ、それらを適切に発展させていくためには、独占禁止法の執行及び競争政策の運営を担う公正取引委員会、法律及び経済学の理論を担う学界、法律や経済の実務を担う法曹や経済界が、競争政策に関する情報を共有し、密接に意見交換を行い、相互に補い合いながら協働を進めていくことが不可欠である。

このような観点から、最近の競争政策の主要な論点を提供し、これらの関係者が認識を共有できる場を設けることの必要性は非常に高いといえる。実際に、CPRCが開催している公開セミナーは、参加者の募集の締切日前に応募数が定員に達しており、また、公正取引委員会のウェブサイトに掲載しているセミナーの講演資料に対するアクセス件数が平均で月約406件（平成23年1月から同年3月まで。3か月合計で1,219件）であるなど、ニーズも大きい。

さらに、競争政策の基礎となる経済学の理論は、世界共通のものであることから、経済学の研究が進んでいる欧米の議論やそれをいち早く取り入れた欧米当局の動向を把握することは、我が国競争政策の発展にとって極めて重要である。そのため、公開セミナーに加えて海外における最新の論点を紹介する国際シンポジウムを開催することは、関係者にとって有益であり、実際、公正取引委員会のウェブサイトに掲載しているシンポジウムの講演資料に対するアクセス件数が平均で月約327件（3か月合計で982件）あるなど、関係者の関心は高い。

ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の支援・促進

競争評価は、平成22年4月から新たに開始された取組であるため、各府省から公正取引委員会に対して、競争評価チェックリスト活用の手引（以下単に「手引」という。）及びサンプル事例が必要であるという要望が寄せられている。また、平成22年度における競争評価は試行段階であるところ、これを速やかに本格実施に移行させるためには、各府省の競争評価の取組を早急に定着させ、かつ、その内容を向上させていくことが必要であり、競争政策に係る知見を有する公正取引委員会が各種の支援・促進のための取組を実施する必要がある。

(2) 有効性

ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

平成22年度には、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援するため、入札談合等関与行為防止法に係る研修を165回実施し、全国各地の発注機関の職員が参加した。平成22年度の実施回数は、平成17年度から平成21年度の過去5年間の平均実施回数である87回を大幅に上回るものであり、目標を達成している。

入札談合等関与行為防止法に係る研修の参加者に対するアンケート調査の結果、入札談合等関与行為防止法等について「研修参加前における程度は内容を把握していた」と回答した参加者の割合は約42.0パーセントにとどまっていた（表6）のに対し、研修の結果、約93.2パーセントの参加者が同法等についての理解が「深まった」又は「多少深まった」と回答している（表7）。

表6 研修前に入札談合等関与行為防止法等の知識がどの程度あったか

ある程度把握していた	ほとんど知らなかった	名称を知るのみ	全く知らなかった
42.0%	32.8%	22.8%	2.4%

表7 研修後に入札談合等関与行為防止法等への理解が深まったか

深まった	多少深まった	どちらとも言えない	あまり深まらなかった	深まらなかった	既に十分知っている
44.6%	48.6%	4.2%	1.8%	0.4%	0.4%

また、約91.3パーセントの参加者が、研修の内容は入札談合等の未然防止を含む今後の業務に「役立つと思う」又は「多少役立つと思う」と回答している（表8）。

表8 研修の内容は今後の業務に役立つと思うか

役立つ	多少役立つ	どちらとも言えない	あまり役立たない	役立たない
56.4%	34.9%	6.3%	1.9%	0.5%

さらに、研修においては、「入札談合の防止に向けて」と題する160ページに及ぶ資料を配付している。同資料は、入札談合に関する法令や法執行手続等を網羅的に含んでいるほか、過去の事例が充実しており、参加者は研修後もいつでも参照することができるほか、研修を受けた職員が同資料を用いて研修に参加できなかった職員に対して説明することが

できるなど、発注機関の職員の理解増進に寄与している。

以上のように、発注機関の職員に対して実施している入札談合等関与行為防止法等に係る研修は、当該発注機関の職員における入札談合等関与行為防止法の理解を促進し、当該発注機関における発注業務の改善に資するために有効であると評価できる。

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

事業者、実務家等における競争政策に係る理解の増進のため、平成22年度においては、公開セミナーを3回及び国際シンポジウムを1回開催している。公開セミナーの開催回数については、平成17年度から平成21年度の5年間の平均開催回数である3.4回と同程度となっている。また、当初は、平成23年3月末までに、公開セミナーを更に2回開催する予定であったが、東日本大震災の影響で、いずれも開催を中止している。これらの状況を考慮すると、公開セミナーの開催回数に関する目標は達成しているものと評価できる。

平成22年度に開催した3回の公開セミナーの参加者の合計は203名（公正取引委員会の職員を除く。）と多数の参加者を得た。公開セミナーの参加者に対するアンケート調査の結果、公開セミナーに対する評価は表10のとおりであり、「大変参考になった」又は「参考になった」との回答の合計が、第20回では約76.1%、第21回では約73.3%、第22回では約75.8%となった。また、3回の公開セミナーのアンケートの自由回答欄に寄せられた参加者からの意見として、「最先端の理論と実験・実例を交えた興味深い説明だった。」、「最新の知見を聞く機会となった。」、「大変興味深く聴いた。」、「最近の競争政策について勉強になった。」等の意見が寄せられており、公開セミナーに対する参加者の満足度は毎回、おおむね高く、参加者にとって、参考となるものだったといえる。また、テーマ設定についても、アンケートにおいて参加した理由（複数回答）のうち「テーマ」を選んだ人は6割を超えており（3回分の平均）、適切なものであったといえる。

表9 公開セミナーのアンケート回答者の内訳

事業者	研究機関・ 大学関係	法曹関係	学生	その他	計
70名 49.7%	17名 12.1%	1名 0.7%	22名 15.6%	31名 22.0%	141名 100.0%

(注)「その他」には、政府・公共機関の職員等が含まれている。

表10 公開セミナーに対する評価

	5	4	3	2	1
平成22年6月11日	43.5%	32.6%	21.7%	2.2%	0%
平成22年10月29日	37.5%	41.1%	16.1%	5.4%	0%
平成23年1月21日	42.3%	26.9%	23.1%	7.7%	0%

(注)「大変参考になった」を「5」、「全く参考にならなかった」を「1」とする5段階による評価である。

国際シンポジウムについては、参加者の合計は194名（公正取引委員会の職員を除く。）であった。そのパネリストについては、欧州委員会競争総局のチーフエコノミスト、米国連邦取引委員会経済局次長（事情により欠席）（いずれも著名な経済学者）等、欧米の最新の議論について情報発信を行うのにふさわしい参加者を選定した。さらに、フロア・ディスカッションを行うことにより、議論が深まり、参加者の理解が増進された。

また、参加者に対するアンケート調査の結果、その評価は表12のとおりであり、「大変参考になった」又は「参考になった」との回答の合計が約56.8%となった。また、当該アンケートの自由回答欄に寄せられた参加者からの意見として、「経済のグローバル化、我が国企業の国際競争力強化が進む中で企業結合をどう扱うかの重要性がよくわかった。」、「企業結合に対して多面的な経済的分析と法律的レベルの向上の必要性が理解できた。」等の意見が寄せられており、国際シンポジウムに対する参加者の満足度は毎回、おおむね高く、参加者にとって参考となるものだったといえる。また、テーマ設定についても、アンケートにおいて参加した理由（複数回答）のうち「テーマ」を選んだ人は約5割に上っており、適切なものであったといえる。

表 11 国際シンポジウムのアンケート回答者の内訳

事業者	研究機関・ 大学関係	法曹関係	学生	その他	計
42名 51.2%	12名 14.6%	4名 4.9%	9名 11.0%	15名 18.3%	82名 100.0%

(注)「その他」には、政府・公共機関の職員等が含まれている。

表12 国際シンポジウムに対する評価

5	4	3	2	1
13.7%	43.1%	41.2%	2.0%	0.0%

(注)「大変参考になった」を「5」,「全く参考にならなかった」を「1」とする5段階による評価である。

このように、公開セミナー及び国際シンポジウムは、独占禁止法の執行及び競争政策の運営を担う公正取引委員会の職員、法律及び経済学の理論を担う学界、法律や経済の実務を担う法曹や経済界が、CPRCの研究成果や最近の競争政策に関するトピックスを共有する場として機能していることから、これらの者による協働を促進するために有効であったと評価できる。

ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進

(7) 競争評価の定着に係る施策

競争評価チェックリストについて、各府省の政策評価担当者に対するアンケートを15の府省の担当者に行ったところ、12の府省の担当者から分かりやすいとの回答を得た。さらに、同アンケート中のコメントにおいても各府省の担当者からは、分かりやすく、また、的確な規制の立案に役立つとの評価を得ている。

また、チェックリスト型競争評価を実施したことがある府省のうち7の府省の政策評価担当者に対してチェックリスト型競争評価の実施状況をヒアリングしたところ、大半の府省の担当者から手引及びサンプル事例を踏まえて競争評価チェックリストを作成した旨の回答があった。

さらに、各府省の担当者が競争評価チェックリストを記載する際の疑問点について問い合わせを受け付け、回答を行い、各府省における競争評価チェックリストの作成を支援した。

平成22年度に各府省から提出された競争評価チェックリストの合計は67件だったが、いずれも、競争評価チェックリストの記載内容が、概ね各設問の趣旨に沿った妥当なものであったことから、上記の競争評価の定着に係る取組が有効なものであったと考えられる。

(4) 競争評価の内容の向上に係る施策

公正取引委員会は、各府省が競争評価を実施する際の方法について検討するための検討会を平成22年度に2回実施した。検討会では、競争評価を更に充実させるための手法の開発等について議論を進めており、経済学を応用しつつ各府省の担当者が回答を記入する場合の課題の抽出と解決の示唆を得るなどしている。このように、検討会は、競争評価を実施する際の方法の検討を進める上で広く問題点を把握できるなど、競争評価の内容の向上に向けて有効なものであった。

(3) 効率性

ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

入札談合等関与行為防止法に係る研修のアンケート調査結果によれば、研修の参加者は契約や入札等の実務を担う「課長クラス」、「課長補佐クラス」及び「係長クラス」が約64パーセントを占めていた（表13）。このように、発注業務の実務担当者といえる参加者に対して重点的に研修を実施することによって、効率的に研修を実施できたといえる。

また、アンケート調査結果によれば、研修を受けた後、8割弱の参加者が「職場で講習会を実施」、「上司に報告」、「同僚・部下に報告」又は「資料回覧」することによって職場において研修内容の周知を行う予定であるとしている（表14）ことから、参加者だけでなく研修に参加していない者に対してもその内容の周知が行われたものと評価できる。このように、入札談合等の防止に係る意識等の向上のための働きかけを発注機関における実務担当者に対し重点的に行うとともに、研修の参加者以外の職員にもその内容を周知させることができ、効率的な取組であったと評価できる。

表13 研修参加者の役職

部長級	課長級	課長補佐級	係長級	一般職員	その他
2.0%	18.5%	18.5%	26.9%	31.5%	2.6%

表14 研修参加後に研修の内容を職場において周知するか（複数回答可）

研修会を実施する	上司に報告する	同僚・部下に報告する	研修資料を回覧する	周知する予定はない	その他
2.9%	18.0%	18.4%	53.8%	22.7%	3.6%

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

公開セミナーの開催に当たっては、CPRCの活動を通じて競争政策に関心のある者をメーリングリストとしてデータベース化し、リスト掲載者に直接、参加案内を発信しており、効率的な告知を行える仕組みになっている。また、外部の関係者と職員が同時に参加しており、外部への情報発信と職員の知識の向上が同時に行えるものとなっている。さらに、国際シンポジウムでは、大学と新聞社との共催で実施したことにより、会場の確保、パネリスト等の選定、広報、結果の紹介といった一連の活動を効率的に行うことができた。このほか、公開セミナー等の資料を公正取引委員会ウェブサイトに掲載しており、参加できない人に対するコストのかからない情報発信として機能している。

ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進

(7) 競争評価の定着に係る施策

手引及びサンプル事例の作成・配布は、各府省による競争評価チェックリストの作成及びチェックリスト型競争評価の実施に当たって、簡便かつ適切な参考資料を提供するものであり、各府省に共通した疑問点について個々に回答するなどよりも事務負担を大幅に軽減するものであることから、各府省における取組を効率的に支援することができた。また、手引及びサンプル事例の作成・配布は、政策評価を所管し、各府省の政策評価全体を総括する総務省を通じて行ったため、効率的に各府省の担当者に行き渡るとともに、担当者がそれらの意義や内容を理解して受け入れるプロセスが効率的となった。

(4) 競争評価の内容の向上に係る施策

各府省が行う競争評価について、規制が競争に与える影響をより詳細に分析できるような内容にすること及びそのような詳細な分析を各府省が行うことを効果的に支援する方法については、経済学、規制の事前評価及び行政実務の多岐にわたる論点を整理した上で検討する必要が

ある。そのためには、経済学や、規制の事前評価に係る専門家の知見が不可欠であるところ、検討会という形式で、当該専門家を一堂に会して議論することで、多岐にわたる論点の整理及び方向性の検討を進める取組が効率的に行えた。

(4) 反映の方向性

ア 発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進

これまでの研修実施先の多くは、過去に職員の入札談合等関与行為が認められた発注機関や、それらの関連又は近隣の発注機関であるところ、そのような入札談合等の防止に対する関心の高い発注機関以外に対しても研修を実施することが必要である。また、発注機関において、組織として継続的に入札談合等の防止に取り組んでもらうためには、人事異動があるたびに研修を行うなど、研修を定期的にも実施することも求められる。

さらに、研修の内容について、事例を充実させるなど、発注機関の職員が自分のこととして当事者意識を持ちやすくし、より読みやすく分かりやすいものとするよう工夫するとともに、研修の際に当該機関の取組等を聴取し、研修内容についてのニーズをより適切に把握することも必要である。

このほか、発注機関の担当者の人事異動時における引継事項の中に当該研修内容を加えてもらうことや、現在、研修を受けた職員が自発的にその内容を他の職員へ周知していることに関して、将来的には、研修を受けた機関が、組織として、初歩的な部分を自前で研修を実施できるように支援するなど、取組を発展させていくことも検討することが適当である。

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

公開セミナーについては、会場の収容人数の関係から早期に募集を締め切ることが多いため、より多くの関係者が参加できるよう、会場を工夫することや別室で同時中継することなどを検討する必要がある。また、CPRCの活動について積極的に情報発信を行い、CPRCや公開セミナー・国際シンポジウムの知名度を上げ、学者等にとってのこのような場で報告することのインセンティブを高めることにより、内容の充実、参加者の増加、学界の積極的貢献といった相乗効果による公正取引委員会・実務家・学界の協働の充実・強化を図っていくことが適当である。

ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進
競争評価の定着を図る上で、競争評価チェックリストの作成、手引等の作成・配布に対するニーズがあり、かつ、それぞれの取組は効率的に実施されていることから、継続していく必要がある。その上で、前記6(1)ウの各府省の政策評価担当者からの要望を踏まえると、①手引については、具体的な事例を充実させるなどの見直しを行う、②競争評価チェックリストについては、各府省がチェックリスト型競争評価をより適切に実施することができるよう、注釈・例示の追加といった措置を採ることが必要である。また、各府省が、規制の新設・改廃が競争に与える影響をより適切に評価することができるようにするための支援体制（例えば、公正取引委員会が各府省による競争評価の実施を支援する際に参照する「対応マニュアル」の作成等）を整備することも必要である。
さらに、今後は、各府省の実施した競争評価について、その内容を分析、検討、評価し、より良いものとしていくための取組につなげていくことが重要である。

(5) 総合的評価

本件取組は、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、競争的な市場環境を創出するために、必要かつ有効であると評価できるが、それぞれの取組について、前記「反映の方向性」に示したような、内容の一層の充実や取組の発展を図っていくことが必要である。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 各府省が作成した競争評価チェックリストは、公表されれば、有意義な検証が出来ると考えられる。	田中委員
---	------